

富山県道路交通法施行細則

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づき、及びこれらを実施するため、富山県道路交通法施行細則を次のように定める。

昭和47年3月13日

富山県公安委員会規則第2号

富山県道路交通法施行細則

富山県道路交通法施行細則（昭和35年富山県公安委員会規則第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 車両等の交通方法（第5条－第16条）
- 第3章 運転者の遵守事項（第17条）
- 第4章 安全運転管理者等の選任及び教習等（第18条－第24条）
- 第4章の2 特定自動運行の許可等（第24条の2－第24条の5）
- 第5章 道路の使用等（第25条－第26条）
- 第6章 運転免許（第27条－第45条）
- 第7章 講習等（第46条－第56条の10）
- 第8章 雑則（第57条－第61条）

附則

第1章 総則

（公安委員会に対する申請等の経由先）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）の規定により、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する申請及び届出は、特に定める場合を除き、当該申請又は届出をする者の住所地を管轄する警察署長を経由しなければならない。

（警察官等が信号に用いる灯火）

第2条 令第5条第1項に規定する警察官等が信号に用いる灯火は、100メートルの距離から確認できる光度を有する赤色、白色又は淡黄色のものとする。

（警察署長の交通規制）

第3条 法第5条第1項の規定により、令第3条の2第1項に規定する交通の規制は、警察署長に行わせるものとする。

（高速道路交通警察隊を指揮監督する警視以上の警察官が行う事務）

第3条の2 法第114条の3の規定により、警察署長の権限に属する事務のうち高速自動車国道及び自動車専用道路能越自動車道に係るものは、交通部高速道路交通警察隊を指揮監督する警視以上の警察官が行うものとする。

（交通規制の効力）

第4条 法第4条第1項前段の規定による交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあっては、

これを設置したときに発生するものとする。

- 2 前項の交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止したときに、道路標識等
にあってはこれを撤去したときに消滅するものとする。
- 3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に道路標識等による交通の規制の効力
を停止する場合は、当該道路標識等を撤去し、又は被覆してこれを行うものとする。

第2章 車両等の交通方法

(道路標識等による交通規制の対象から除く車両)

第5条 法第4条第2項の規定により道路標識等による交通規制の対象から除く車両は、次
に掲げるものとする。

- (1) 警衛列自動車
- (2) 警護列自動車

(最高速度の規制の対象から除く車両)

第5条の2 法第4条第2項の規定により道路標識等による車両の最高速度の規制の対象
から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車(最高速度の規制が令第11条又は令
第27条に定める速度以下の場合に限る。)とする。

(通行を禁止されている道路における適用除外車両)

第6条 法第4条第2項の規定により道路標識等による車両の通行禁止等の対象から除く
車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 車両通行禁止、歩行者用道路及び指定方向外進行禁止の規制の対象から除く車両
 - ア 電気、通信、水道、ガス等の緊急を要する工事に使用中の車両
 - イ 医師による急病人等の往診に使用中の車両
 - ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動のため使用中の車両
 - エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自
動車
 - オ 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察責務
を遂行のため使用中の車両及び当該目的のため誘導されている車両
 - カ 緊急を要する道路維持作業に使用中の道路維持作業用自動車
 - キ 防災等、人の生命財産に係る緊急やむを得ない理由により、法第8条第2項の許可
を受けるいとまがない車両
- (2) 車両通行禁止及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両
次に掲げる車両で、公安委員会が交付する通行禁止除外指定車の標章(様式第1号)
(以下この条において「標章」という。)を掲示している車両
 - ア 道路維持作業に使用中の道路維持作業用自動車
 - イ 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する通常郵便物の集配、電報の配達、新
聞の運搬等に使用中の車両
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定
する廃棄物の収集に使用中の自動車
 - エ 電波監視及び不法無線局の探査に使用中の車両
 - オ 電気、通信、水道、ガス等の工事に使用中の車両
 - カ 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及び道路標識等の

施工又は維持管理に使用中の車両

キ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受け、下肢若しくは体幹又は心臓若しくは呼吸器の機能の障害のため歩行困難な者が運転する車両

ク 本号に掲げるもののほか、公益上、当該道路の通行がやむを得ないと認める車両

- 2 前項第2号の指定を受けようとする者は、除外標章交付申請書（様式第8号の2）により公安委員会に申請しなければならない。
- 3 前項の申請には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
 - (1) 車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面
 - (2) 当該車両に係る用務を疎明する書面
- 4 公安委員会は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、やむを得ない理由があると認めるときは、標章を交付して指定するものとする。
- 5 前項の規定により指定を受けた車両の運転者は、当該指定にかかる道路を通行するときは、当該標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 6 第4項の規定による標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
 - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
 - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。
- 7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第8号の3）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。
- 8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第8号の4）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 9 公安委員会は、第4項の規定による標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 10 第4項の規定による標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。
 - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

（通行を禁止されている道路における通行の許可）

第7条 令第6条第3号の公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活に欠くことのできない物品等を運搬するため、当該道路を通行しなければならないとき。
- (2) 社会の慣習上当該道路を通行しなければならないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当該道路を通行しなければ、社会生活上重大な支障があると認められるとき。

- 2 通行禁止道路の通行許可を受けようとする者は、府令第5条第1項の通行禁止道路通行許可申請書（以下この条において「申請書」という。）2通を通行しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。
- 3 前項において、許可を受けようとする通行の場所が、複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。
- 4 申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。
 - (1) 許可を受けようとする車両の通行場所及び周辺見取図（建物又は施設の名称道路状況等が判別できるもので、許可を受けようとする通行の場所等に印を付したもの）
 - (2) 当該車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面
 - (3) 当該道路を通行するやむを得ない理由を疎明する書類
- 5 警察署長は通行禁止道路の通行を許可する場合において、必要があると認めるときは、当該通行許可道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
- 6 警察署長は、通行を許可した場合は、提出を受けた申請書1通を通行禁止道路通行許可証（以下この条において「通行許可証」という。）として交付し、通行禁止道路の通行を許可するものとする。ただし、第2項ただし書きに規定する場合は、この限りでない。
- 7 前項の規定により通行許可証の交付を受けた自動車の運転者は、当該許可に係る通行中、通行許可証を自動車の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 8 第6項に規定する通行許可証の交付を受けた者は、当該通行許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく破損し、若しくは破損したときは、通行禁止道路通行許可証再交付申請書（様式第2号）により警察署長に通行許可証の再交付を申請することができる。
- 9 第6項に規定する通行許可証の交付を受けた者は、当該通行許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに通行禁止道路通行許可証記載事項変更届（様式第2号の2）に記載事項を変更する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。
- 10 警察署長は、第6項に規定する通行許可証の交付を受けた者が第5項の規定による許可条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 11 第6項に規定する通行許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該通行許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した通行許可証）を廃棄しなければならない。
 - (1) 通行許可の期間が満了したとき。
 - (2) 通行許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 通行許可証の再交付を受けた後において亡失した通行許可証を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 通行許可を取り消されたとき。

（緊急自動車の指定）

第8条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定を受けようとする者は、緊急自動車指定申請書（様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車の指定をしたときは、申請者に緊急自動車指定証（様式第5号。以下この条において「指定証」という。）を交付するものとする。

る。

- 3 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車にその指定証を備え付けなければならない。
- 4 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車指定証記載事項変更届（様式第6号）により、速やかに公安委員会に届出て、指定証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車指定証再交付申請書（様式第7号）により、指定証の再交付を受けなければならない。
- 6 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなったとき又は指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに当該指定証を公安委員会に返納しなければならない。

（緊急自動車の届出）

第9条 令第13条第1項の規定により、緊急自動車の届出をしようとする者は、緊急自動車届出書（様式第4号）を公安委員会に届出て行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、届出者に緊急自動車届出確認証（様式第5号。以下この条において「届出確認証」という。）を交付するものとする。
- 3 緊急自動車の届出をした者は、当該届出に係る自動車にその届出確認証を備付けなければならない。
- 4 緊急自動車の届出をした者は、届出確認証の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車届出確認証記載事項変更届（様式第6号）により、速やかに公安委員会に届出て、届出確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 緊急自動車の届出をした者は、届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車届出確認証再交付申請書（様式第7号）により、届出確認証の再交付を受けなければならない。
- 6 緊急自動車の届出をした者は、当該届出に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなったとき又は届出確認証の再交付を受けた後において亡失した届出確認証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに当該届出確認証を公安委員会に返納しなければならない。

（道路維持作業用自動車の指定）

第10条 第8条の規定は、令第14条の2第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定について準用する。この場合において、第8条中「緊急自動車」とあるのは「道路維持作業用自動車」と、「緊急自動車指定申請書」とあるのは「道路維持作業用自動車指定申請書」と、「緊急自動車指定証」とあるのは「道路維持作業用自動車指定証」と、「緊急自動車指定証記載事項変更届」とあるのは「道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届」と、「緊急自動車指定証再交付申請書」とあるのは「道路維持作業用自動車指定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

（道路維持作業用自動車の届出）

第10条の2 第9条の規定は、令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出について準用する。この場合において、第9条中「緊急自動車」とあるのは「道路維持作業用自動車」と、「緊急自動車届出書」とあるのは「道路維持作業用自動車届出書」と、「緊急自動車届出確認証」とあるのは「道路維持作業用自動車届出確認証」と、「緊急自

自動車届出確認証記載事項変更届」とあるのは「道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届」と、「緊急自動車届出確認証再交付申請書」とあるのは「道路維持作業用自動車届出確認証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(駐車禁止等の規制の適用除外車両)

第11条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止及び法第49条の3第2項又は第4項及び法第49条の4に規定する時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令第13条第1項各号に規定されている自動車で、公安委員会が指定したもの又は公安委員会に届け出たもので、その用務に使用中の自動車
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両
- (3) 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察責務を遂行のため使用中の車両及び当該目的のため現に停止を求められている車両
- (4) 道路維持作業に使用中の道路維持作業用自動車
- (5) 公職選挙法に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車
- (6) 人の生命・財産に係る緊急やむを得ない理由により、法第45条第1項の許可を受けるいとまがない車両
- (7) 電気、通信、水道、ガス等の緊急を要する工事に使用中の車両
- (8) 信号機、道路標識等の交通安全施設の緊急工事に使用中の車両
- (9) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（様式第8号。以下この条において「標章」という。）を掲示しているもの
 - ア 医師による急病人等の往診に使用中の車両
 - イ 保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示を受け、患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両
 - ウ 助産師が妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両
 - エ 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配及び電報の配達に使用中の車両
 - オ 身体の障害等を有する者で歩行が困難な者が使用中の車両
 - カ 患者輸送車
 - キ 車いす移動車
 - ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動のため使用中の車両
 - ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の収集に使用中の自動車
 - コ 報道機関が緊急取材に使用中の車両
 - サ 勾引状、収容状、裁判官の発する令状及び裁判所の判決、決定等を執行するため使用中の車両
 - シ 消防の職務を遂行するための活動に使用中の車両
 - ス 放置車両確認機関の駐車監視員が受託用務に使用中の車両
 - セ 電波監視及び不法無線局の探査に使用中の車両
- (10) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲示しているもの（オにあっては、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限る。）

ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級及び2級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第四項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

ウ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日付け児発第725号）第3・1（1）に定める重度の障害を有するもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神

障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

オ 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日付け児発第1003号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症の者に限る。）

2 前項第9号又は第10号に掲げる車両に係る標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、除外標章交付申請書（様式第8号の2）により、公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第9号に掲げる車両に係る標章

ア 車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第1項第10号に掲げる車両に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が同号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両（第1項第10号に規定する標章を受けようとする者）が、第1項第9号又は第10号のいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて当該標章を交付しなければならない。

5 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第4項の規定による標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第8号の3）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第8号の4）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 公安委員会は、第4項の規定による標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

10 第4項の規定による標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(遠隔操作による通行の届出の手續)

第12条 法第15条の3第1項及び府令第5条の4第1項に規定する公安委員会に対する届出は、富山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）において行うものとする。

- 2 法第15条の3第1項の規定による届出は、府令別記様式第1の3の4の遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）（府令第5条の4に規定する届出書）及び同条第3項各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

(遠隔操作型小型車使用届出番号等の通知)

第12条の2 法第15条の3第3項の規定による通知は、遠隔操作型小型車通行届出番号等通知書（様式第9号）により行うものとする。

(報告及び検査)

第12条の3 法第15条の5第1項の規定により、遠隔操作型小型車の使用者に対し、報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（様式第9号の2）を当該使用者に交付して行うものとする。

- 2 法第15条の5第1項の規定により、警察職員を立ち入らせるときは、同条第2項に規定する身分を示す証票として身分証明書（様式第9号の3）を関係者に提示して行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第12条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作による通行に関する指示書（様式第9号の4）により行うものとする。

(警察署長の駐車許可)

第13条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

- (1) 許可を受けようとする駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 許可を受けようとする駐車場の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
 - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

(1) 許可を受けようとする駐車の日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。

ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第10号）2通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

4 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

5 第3項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

(1) 許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図（建物又は施設の名称道路状況等が判別できるもので、許可を受けようとする駐車場所に印をしたもの）

(2) 当該車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(3) 当該車両に係る用務を疎明する書類

6 警察署長は第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

7 警察署長は、駐車を許可した場合は、提出を受けた駐車許可申請書のうち1通を「駐車

許可証」として交付するものとする。ただし、第3項ただし書きに規定する場合は、この限りでない。

- 8 前項に規定する駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記載されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。
- 9 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 10 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく破損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第10号の2）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。
- 11 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第10号の3）に記載事項を変更する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。
- 12 警察署長は、第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者が第6項の規定による許可条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 13 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第8項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。
 - (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
 - (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 駐車許可を取り消されたとき。

（軽車両の燈火）

第14条 令第18条第1項第5号の規定により、軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない燈火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備付けている場合は、第2号に掲げる燈火をつけることを要しない。

- (1) 燈火の色が白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照燈
 - (2) 燈火の色が橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点燈を確認することができる性能を有する尾燈
- 2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 軽車両に備付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する前照燈で照射

したとき、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

(2) 反射光の色は、橙色又は赤色であること。

(公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限)

第14条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第15条 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法を超えて乗車させ又は積載して軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別な装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ) 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（(イ)に該当する場合を除く。）

(エ) 三輪の自転車（2以上の幼児用座席を設けているものを除く。）の運転者が、1人又は2人をその乗車装置に応じて乗車させている場合

(オ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(カ) タンデム自転車（2人用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2) 積載重量の制限

ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラムを、リヤカーを牽引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては、120キログラムを、それぞれこえないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては1,500キログラムを、それぞれこえないこと。

ウ 大車（荷台面積が1.65メートル平方以上の荷車をいう。）にあつては、750キログラムをこえないこと。

エ その他の軽車両にあつては、450キログラムをこえないこと。

(3) 積載物の長さ、幅、又は高さの制限は、それぞれ次に掲げる長さ、幅、又は高さをこえないこと。

ア 長さ 自転車にあつては、その積載装置の長さに0.3メートル、自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置、又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの。

イ 幅 乗車装置の幅に0.5メートルを加えたもの。

ウ 高さ 2メートル（牛馬車にあつては3メートル）から、その積載する場所からの

高さを減じたもの。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第16条 法第60条の規定により、原動機付自転車又は軽車両の運転者は、1台をこえる車両をけん引してはならない。

- 2 原動機付自転車の運転者は、けん引するための装置を有する原動機付自転車によってけん引されるための装置を有する車両をけん引する場合を除くほか、他の車両をけん引してはならない。
- 3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により、自動車又は一般原動機付自転車(以下、この項において「故障車」という。)をけん引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより当該故障車をけん引することができる。
 - (1) けん引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下、この項において「ロープ等」という。)によって確実につなぐこと。
 - (2) 故障車に係る運転免許を受けた者を当該故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。
 - (3) けん引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルをこえないこと。
 - (4) 故障車をけん引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。
- 4 軽車両の運転者は、けん引するときは軽車両とけん引される車両相互を堅ろうなロープ等によって確実につなぐなければならない。

第3章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第17条 法第71条第6号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) げた、その他運転操作に支障を及ぼすおそれのあるはきものをはいて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (2) 2人乗りができる乗車装置のある大型自動二輪車又は普通自動二輪車に他の者を乗車させるときは、またがらせずに乗車させて運転しないこと。
- (3) 積雪又は凍結している道路において、車両(軽車両を除く。)を運転するときは、タイヤチェーン又は滑り止め用特殊タイヤを取りつけるなど、路面の状況に応じ有効な滑り止め装置を講ずること。ただし、タイヤチェーンについては、前車輪又は後車輪に取りつけければ足りる。
- (4) 制動装置及び警音器を備えず、又はその機能が完全でない自転車を運転しないこと。
- (5) ぎよ車台の設備のない牛馬車に乗車して運転しないこと。
- (6) かさをさし、物のかつぎ、物を持つなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (7) 自動車を後退させるときは、車掌、助手、その他の同乗者がいるときは、これらの者に誘導させるなど後方の安全を確認すること。
- (8) 大きな音量でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聞き、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合、又は公共目的を遂行する者が当

該目的のための指令等を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りではない。

- (9) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については 0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (10) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け若しくは付着させて、大型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

第4章 安全運転管理者等の選任及び教習等

（選任等の届出）

第18条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（様式第12号。以下この章において「届出書」という。）2通を自動車の使用の本拠地を管轄する警察署長（以下この章において「所轄警察署長」という。）を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、副安全運転管理者に関する届出書（様式第13号。以下この章において「届出書」という。）2通を所轄警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

3 前2項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の住民票の写し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面の写し又は法第92条第1項に規定する証の写し。
- (2) 安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の管理の実務に関する経歴を証明するもの又は安全運転管理者・副安全運転管理者認定書（様式第14号。以下この章において「認定書」という。）の写し。
- (3) 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの、その者の自動車の運転の管理の実務に関する経歴を証明するもの又は認定書の写し。ただし、現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許の写し又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）に記載された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる書面をもつて自動車の運転の経歴の期間の証明に代えることができる。

(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの。

4 第1項の届出に係る安全運転管理者が、府令第9条の9第1項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）を修了した者である場合は、教習修了証明書（様式第15号）の写しをその選任の届出書に添付しなければ

ばならない。

(安全運転管理者証等の交付)

第19条 削除

(解任命令手続)

第20条 法第74条の3第6項の規定による解任命令は、解任命令書(様式第18号)を交付して行うものとする。

2 法第74条の3第6項に規定する解任命令の安全運転管理者等に対して行う聴聞は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)に規定するところによる。

(是正のための必要な措置命令)

第20条の2 法第74条の3第8項の規定による自動車の使用者に対する是正のための必要な措置の命令は、是正措置命令書(別記様式第18号の2)を交付して行うものとする。

(教習)

第21条 府令9条の9第1項第2号の規定による教習を受けようとする者は、安全運転管理者教習申請書(様式第19号)を所轄警察署長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対しては、教習修了証明書を交付するものとする。

(認定)

第22条 府令第9条の9第1項第2号若しくは同条第2項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定を受けようとする者は、安全運転管理者・副安全運転管理者認定申請書(様式第19号)を所轄警察署長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の認定を受けた者に対しては、認定書を交付するものとする。

(記載事項の変更届出)

第23条 第18条第1項及び第2項に規定する届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、様式第12号又は第13号の届出書2通を、所轄警察署長を経由して、公安委員会に届け出なければならない。

(1) 届出者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

(2) 自動車の使用の本拠の名称及び所在地

(3) 自動車の使用の本拠における自動車の台数(ただし、台数変更に伴い、副安全運転管理者の選任又は解任を伴う場合に届け出ることとする。)

(報告又は資料の提出の要求)

第24条 法第75条の2の2第1項又は第2項の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告・資料提出要求書(様式第19号の3)を交付して行うものとする。

第4章の2 特定自動運行の許可等

(許可等の手続)

第24条の2 法第75条の12第1項及び法第75条の16並びに府令第9条の24並びにこの章に規定する公安委員会に対する申請は、交通企画課において行うものとする。

2 法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書(甲)(様式第19号の4)に前項で申請のあった書類の写し及び関係書類を添えて行う

ものとする。

3 府令第9条の22の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書(乙)(様式第19号の5)により行うものとする。

4 法第75条の14の規定による特定自動運行を不許可とする場合の通知は、不許可通知書(様式第19号の6)により行うものとする。

(許可証の返納)

第24条の3 府令第9条の38の規定による許可証の返納は、許可証返納届出書(様式第19号の7)により行うものとする。

(報告及び検査)

第24条の4 法第75条の25第1項の規定により、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書(様式第19号の8)を当該実施者に交付して行うものとする。

2 法第75条の25第1項の規定により、警察職員を立ち入らせるときは、同条第2項に規定する身分を示す証票として身分証明書(様式第19号の9)を関係者に提示して行うものとする。

(特定自動運行実施者に対する指示)

第24条の5 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書(様式第19号の10)により行うものとする。

2 法第75条の26第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書(様式第19号の11)により行うものとする。

第5章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

第25条 法第76条第4項第7号の規定により、道路において禁止する行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通の頻繁な道路において、乗馬、又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) 交通の頻繁な歩車道の区別のない橋の上において、魚つりをすること。
- (3) 交通の妨害となるような方法で、みだりに物件を道路に突き出すこと。
- (4) 交通の妨害となるような方法で、自動車若しくは路面電車から身体を突き出し、又は物を突き出すこと。
- (5) 交通の妨害となるような方法で、道路上に冰雪を捨て、又はたい積すること。
- (6) 凍結するおそれのあるときに、道路上に水をまくこと。
- (7) 交通の妨害となるような方法で、牛、馬、又はめん羊等の家畜を道路上につなぐこと。
- (8) 車両等の運転者の目をげん惑するような光を、みだりに道路上に投射すること。
- (9) 道路を通行している車両を停止させ又は一時停止している車両に乗車している者に対して、物を売り又は寄付を求めること。
- (10) 道路に、みだりに泥土、石、汚水、ゴミ又はガラス片等をまき、又は捨てること。
- (11) 交通の妨害となるような音を発する物を、道路にまき若しくは投げ、又は捨てること。

(道路の使用の許可)

第26条 法第77条第1項第4号の規定により、次の各号に掲げる行為(第4号及び第6号から第10号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)

をしようとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないものとする。

- (1) 道路に、みこし、だし、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音等を行うこと。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他一般に著しい影響を及ぼすような通行の形態で集団行進すること。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。
- (5) 道路において、消防、避難、救護、その他の訓練を行なうこと。
- (6) 道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること。
- (7) 交通のひんぱんな道路に、広告、宣伝等の印刷物を撒布すること。
- (8) 道路において、交通に著しい影響を及ぼすような方法で、旗、のぼり、看板、あんどん、その他これに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告、又は宣伝すること。
- (9) 車両等が一般交通に著しい影響を及ぼすような方法で装飾その他の装いをして通行すること。
- (10) 車両等に備えた拡声器等を用いて、通行しながら広告又は宣伝を行うこと。
- (11) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験を行うこと。

第6章 運転免許

(免許の申請等)

第27条 法及び府令並びにこの規則に規定する公安委員会に対する申請のうち、次の各号に掲げるものは、富山県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）において行うものとする。

- (1) 法第89条に規定する運転免許（以下「免許」という。）の申請
- (2) 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の変更申請
- (3) 法第94条第2項に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の再交付申請
- (4) 法第95条の2第1項に規定する免許を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及びマイナ免許証のいずれをも有しないものの特定免許情報の記録の申請
- (5) 法第95条の2第1項、第4項、第10項又は第11項に規定するもののうち、他の手続きと同時に申請する場合を除く免許保有状況の変更申請
- (6) 法第95条の5第3項に規定する本籍オンライン変更のための署名用電子証明書の提出及び住所変更等ワンストップサービスのための利用同意の申請
- (7) 法第97条の2第1項第3号に規定する免許の特別申請
- (8) 法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）の申請
- (9) 法第101条第1項及び法第101条の2第1項に規定する免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新の申請
- (10) 法第101条の2の2第1項に規定する免許証等の更新（以下「経由地更新」という。）の申請

(11) 法第107条の7第2項に規定する国外運転免許証（以下「国外免許証」という。）の交付申請

(12) 府令第18条の5に規定する免許の限定解除審査申請

- 2 更新の申請のうち、法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）、同表の備考1の3に規定する一般運転者（以下「一般運転者」という。）及び法第101条の4第1項から第3項までに規定する70歳以上の者の特例を受ける者（以下「高齢運転者」という。）は、前項の場所のほか、次の表に掲げる公安委員会が指定する場所においても申請することができる。

公安委員会が指定する場所	申請できる者
高岡運転免許更新センター (高岡市駅南四丁目1番22号)	優良運転者、一般運転者及び高齢運転者
入善警察署、黒部警察署、魚津警察署、滑川警察署、上市警察署、富山南警察署、富山西警察署、射水警察署、氷見警察署、砺波警察署、南砺警察署及び小矢部警察署	高齢運転者

- 3 現に受けている免許に係る免許証等に法第91条の規定により免許の条件（身体の障害によるものに限るものとし、眼鏡等、補聴器及び特定後写鏡等の使用を除く。）が付されている者が更新の申請を行う場合には、前項の規定にかかわらず、運転免許センターにおいて行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項に定める申請のうち申請用写真を必要とする申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を添付するものとする。ただし、国外免許証の申請用写真は、府令第37条の9第2項の規定のとおりとする。
- 5 府令第29条第3項（府令第29条の2第2項において準用する場合を含む。）に定める申請書に申請用写真を添付する必要がない場合とは、運転免許センター又は高岡運転免許更新センターにおいて申請を行うとき、府令第30条の9第3項に定める申請書に写真を添付する必要がない場合とは、運転免許センター又は高岡運転免許更新センターにおいて申出を行うときとする。ただし、当該申請又は申出を行う者が免許の効力を停止されている場合は、この限りでない。
- 6 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の付与の申請は、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署において行わなければならない。
- 7 法第94条第1項及び法第95条の5第2項に規定する免許証の記載事項又はマイナ免許証のみを保有する場合の変更届は、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署において行わなければならない。
- 8 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請は、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署において行わなければならない。ただし、当該申請を行う者が、免許の効力を停止されている場合は、申請を行うことができない。

（申請の受理）

第28条 前条第1項に規定する免許等の申請の受理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日及び時間に行う。ただし、その日が富山県の休日（平成元年

富山県条例第1号)第1条第1項第2号又は第3号に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、受理を行わないものとする。

- (1) 運転免許試験及び技能検査(以下「試験」という。)に係る免許の申請 次の表の左欄に掲げる免許の区分に応じ、同表の右欄に定める日及び時間。ただし、第32条の規定により公安委員会の指定した場所で試験を行うときは、その都度公安委員会が指定する日及び時間

免許の区分	日及び時間
第1種免許(法第97条の2第1項第1号及び2号に規定する者に係る免許で、普通免許を除く。)及び仮免許	月曜日、水曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時まで
第1種免許(法第97条の2第1項第1号及び2号に規定する者に係る免許で、普通免許に限る。)	月曜日から木曜日までの午前8時30分から午前9時30分まで
法第97条の2第1項第3号に規定する者に係る免許	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで
第2種免許	火曜日及び金曜日の午前8時30分から午前9時まで

- (2) 免許の限定解除審査に係る審査申請 次の表の左欄に掲げる免許の区分に応じ、同表の右欄に定める日及び時間

免許の区分	日及び時間
第1種免許	月曜日、水曜日及び木曜日の午前8時30分から午前9時まで
第2種免許	火曜日及び金曜日の午前8時30分から午前9時まで

- (2)の2 再試験の申請 月曜日及び火曜日の午前8時30分から午前9時まで

- (2)の3 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の変更申請 月曜日、水曜日及び金曜日の午前8時30分から午前9時まで

- (2)の4 他の手続と同時に申請する場合を除く免許保有状況の変更申請、本籍オンライン変更のための署名用電子証明書の提出及び住所変更等ワンストップサービスのための利用同意 次の表の左欄に掲げる申請及び提出場所の区分に応じ、同表の右欄に定める日及び時間

申請及び提出場所の区分	日及び時間
運転免許センター	ア 月曜日から金曜日までの午前10時から午後0時まで及び午後2時から午後3時まで イ 日曜日の午前10時から午前11時30分まで及び午後2時から午後2時30分まで
高岡運転免許更新センター	月曜日から金曜日までの午前9時から午前10時まで及び午後2時30分から午後3時まで
警察署	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

- (3) 免許証等の更新申請 次の表の左欄に掲げる申請場所の区分及び中欄に掲げる運転

者区分に応じて、同表の右欄に定める日及び時間

申請場所の区分	運転者区分	日及び時間
運転免許センター	優良運転者	<p>ア 月曜日から木曜日までの午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで</p> <p>イ 日曜日の午前8時から午前9時30分まで及び午後1時から午後2時まで</p> <p>ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで</p>
	一般運転者	<p>ア 月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで</p> <p>イ 日曜日の午前9時から午前9時30分まで及び午後1時30分から午後2時まで</p> <p>ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで</p>
	免許を受けている期間が5年未満で免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前を起算日とする過去5年間に無事故無違反の者又は軽微な違反行為を1回の者（以下「初回更新者」という。）	<p>ア 月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで</p> <p>イ 日曜日の午後0時30分から午後1時まで</p> <p>ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで</p>
	違反運転者（初回更新者を除く。）	<p>ア 月曜日から木曜日までの午前9時から午前9時30分まで及び午後1時10分から午後1時40分まで</p> <p>イ 日曜日の午後0時30分から午後1時まで</p> <p>ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで</p>

	高齢運転者	ア 月曜日から木曜日までの午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで イ 日曜日の午前8時から午前9時30分まで及び午後1時から午後2時まで ウ 金曜日が有効期間の末日となるなどやむを得ない事情がある場合、金曜日の午前8時30分から午前9時30分まで及び午後1時から午後1時40分まで
高岡運転免許更新センター	優良運転者	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで
	高齢運転者	月曜日から金曜日までの午前10時30分から午前11時まで及び午後2時から午後2時30分まで
	一般運転者	月曜日から金曜日までの午前10時から午前10時30分まで及び午後2時30分から午後3時まで
第27条第2項で公安委員会が指定する警察署	高齢運転者	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

- (4) 国外免許証の交付に係る申請の受理を行う日及び時間は、休日以外の月曜日から木曜日の午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後3時までとする。
- (5) 免許証等の亡失、滅失、汚損若しくは破損に係る免許証の再交付又は特定免許情報の記録（以下「再交付等」という。）に係る申請の受理を行う日及び時間は、休日以外の月曜日から金曜日は午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後3時までとし、日曜日は予約者のみ午前10時30分から午前11時まで及び午後2時から午後2時30分までとする。
- 2 前条第7項の規定に係る届出の受理を行う日及び時間は、交通部運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）を経由する場合は、運転免許センターにおいては、休日以外の月曜日から木曜日の午前10時から午後0時まで及び午後2時から午後5時まで並びに日曜日の午前10時から午前11時30分まで及び午後2時から午後4時まで、高岡運転免許更新センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日の午前10時30分から午後0時まで及び午後3時から午後5時まで、警察署長を経由する場合は、休日以外の月曜日から金曜日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとする。
- 3 前条第6項及び第8項の申請の受理を行う日及び時間は、運転免許センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日は午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後4時まで、日曜日は予約者のみ午前11時から午前11時30分まで及び午後2時から午後2時30分までとし、高岡運転免許更新センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとし、警察署においては、休日以外の月曜日から金曜日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとする。
- 4 前条第6項の申請を同条第1項第8号及び同条第2項に基づく免許証等の更新申請と同時にを行う場合は、第1項第3号の表の左欄に掲げる申請場所の区分及び中欄に掲げる運

転者区分に応じて、同表の右欄に定める日及び時間においても受理するものとする。また、前条第6項の申請を同条第1項第3号の免許証等の再交付等申請と同時に行う場合は、第1項第5号に規定する日及び時間においても受理するものとする。

5 前条第8項の申請を同条第1項第8号及び同条第2項に基づく免許証等の更新申請と同時に行う場合は、第1項第3号の表の左欄に掲げる申請場所の区分及び中欄に掲げる運転者区分に応じて、同表の右欄に定める日及び時間においても受理するものとする。

(試験の申請)

第29条 法第89条の規定により試験を受けようとする者は、運転免許(受験)申請書、運転免許特別(受験)申請書(様式第20号)又は技能検査申請書(府令第18条の2の3第2項)に府令第17条第2項及び第3項、第18条、第18条の2並びに第18条の2の3第3項に規定する関係書類及び運転免許受験手数料確認書(様式第20号の2)により富山県手数料条例(平成12年富山県条例第10号。以下「県手数料条例」という。)第3条に規定する受験手数料を納付し、申請しなければならない。

(試験委員)

第30条 試験は、公安委員会が指定する試験委員が行うものとする。ただし、技能試験は、自動車運転免許技能試験官が行うものとする。

2 前項に規定する試験委員の指定は、試験委員指定書(様式第20号の3)により行うものとする。

(試験の実施日)

第31条 試験の実施日は、第28条第1項第1号に規定する免許の申請を受理した日とする。ただし、技能試験については、天候不順により実施が困難な場合は、危険を防止するため、行わないことができるものとする。

2 前項ただし書きに規定する場合のほか、大型自動二輪免許及び普通自動二輪免許に係る技能試験は、毎年1月1日から2月末日までの間においては、技能試験コースにおける積雪又は凍結に伴う危険を防止するため、行わないものとする。

(試験を行う場所)

第32条 試験は、運転免許センター(富山市高島62番地1)または公安委員会の指定した場所で行うものとする。

(試験の方法)

第33条 府令第24条に規定する技能試験は、免許の種類に応じた試験車両を使用し、試験場内及び路上において行うものとする。

2 府令第25条に規定する学科試験は、文章問題(正誤式)90問、イラスト問題(3肢の正誤式)5問とし、解答時間は50分間とする。ただし、小型特殊免許及び原付免許については、文章問題(正誤式)46問、イラスト問題(3肢の正誤式)2問、仮免許については、文章問題(正誤式)50問とし、解答時間はそれぞれ30分間とする。

(試験結果の発表)

第34条 試験結果は試験の当日、その場所において発表するものとする。

(試験場内における秩序維持)

第35条 試験委員は、みだりに試験場内に立ち入り、若しくは試験場内の秩序を乱し、又は正当な理由がなく試験委員の指示に従わない者があるとき、その他試験の妨害となるような行為をした者があるときは、その者を退場させるものとする。

(合格取消しの通知)

第36条 法第97条の3第2項の規定による合格決定の取消しの通知は、運転免許試験合格取消通知書(様式第21号)を交付して行うものとする。

2 法第97条の3第3項に規定する試験の受験停止期間の通知は、運転免許試験受験停止通知書(様式第22号)を交付して行うものとする。

(再試験の申請)

第37条 再試験を受けようとする者は、再試験受験申込書に府令第28条の4第2項各号に掲げる書類を添付して公安委員会に申し込まなければならない。

2 第30条から第34条までの規定は、再試験について準用する。この場合において、第31条中「第28条第1項第1号に規定する免許」とあるのは、「第28条第1項第2号の2に規定する再試験」と読み替えるものとする。

(限定解除の審査)

第38条 府令第18条の5の規定により、運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除を受けようとするときは、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、限定解除審査申請書及び限定解除審査手数料確認書(様式第23号)により県手数料条例第3条に規定する受験手数料を納付し、申請しなければならない。

2 前項の審査は、第30条から第36条までの規定について準用する。

(緊急自動車の運転資格の審査)

第38条の2 府令第15条の2に規定する緊急自動車の運転資格の審査は、法第85条第6項から第10項までに定める緊急自動車を運転できる年齢又は免許を受けていた期間に達しない者について行うものとする。

(免許証等の交付又は記録)

第39条 法第92条第1項、法第95条の2第6項又は法第95条の5第1項の規定による免許証等は、運転免許センター長が交付、記録又は書換えするものとする。この場合において、法第90条第1項に規定する免許の保留に該当するときは、処分期間経過後に行うものとする。

2 法第101条第1項、法第101条の2第1項及び法第101条の2の2第1項の規定による更新免許証等は、運転免許センター長が交付又は書換えするものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、住所地を管轄する警察署長(第4項において「所轄警察署長」という。)を経由して行うものとする。

3 法第97条の2第3項の規定による試験の一部を免除された試験に合格した者に対する免許証等は、運転免許センター長が交付、記録又は書換えするものとする。

4 法第94条第3項の規定による再交付等免許証等は、運転免許センター長が交付又は記録するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、所轄警察署長を経由して行うものとする。

(免許証交付手数料の納入)

第39条の2 法第92条の規定による新規(併記)免許証の交付又は第95条の2第5項若しくは第6項の記録を受けようとする者は、新規(併記)運転免許証交付手数料納入書(様式第23号の2)に県手数料条例第3条に規定する免許証交付又は特定免許情報の記録手数料を納付し、申請しなければならない。

(免許証等記載事項の変更届出)

第40条 法第94条第1項又は第95条の5第2項の規定により、法第93条第1項各号に掲げる事項に変更を生じ、届け出る者は、記載事項変更届（様式第24号）を公安委員会に提出しなければならない。

（免許証等の再交付等）

第41条 法第94条第2項又は法第95条の2第1項に規定する再交付等を申請しようとする者は、運転免許証再交付申請書（様式第24号の3）に府令第21条第6項に定める書類及び申請用写真を添付し公安委員会に提出しなければならない。ただし、法第94条第2項に規定する亡失又は滅失以外の場合及び府令第21条第1項の規定により再交付等を申請する場合は、申請用写真の添付を要しない。

なお、次表に定める場合はその申請書を使用することとし、写真を要しない。

亡失時の 保有状況	亡失 対象	申請する 保有状況	再交付等に必要な申請書 ／発見を機に保有する場合の申出書
免許証 マイナ免許証	免許証	マイナ免許証	免許保有状況変更申出書（紛失時） ／免許保有状況変更申出書（発見時）
免許証 マイナ免許証	マイナ免許証	免許証	免許保有状況変更申出書（紛失時） ／免許保有状況変更申出書（発見時）
免許証 マイナ免許証	マイナ免許証	マイナ免許証	特定免許情報記録申請書
マイナ免許証	マイナ免許証	マイナ免許証	特定免許情報記録申請書
マイナ免許証	マイナ免許証	免許証 マイナ免許証	特定免許情報記録申請書

2 前項の規定により再交付等を申請する者は、前項の申請書等により県手数料条例第3条に規定する手数料を納付し、申請しなければならない。

（免許保有状況の変更）

第41条の2 法第95条の2第1項、第4項、第10項又は第11項に規定する者のうち、他の手続きと同時に申請する場合を除く免許保有状況の変更を申請しようとするものは、次表に定める申請書を使用することとし、申請用写真の添付を要しない。

なお、申請にあたっては、現に保有するマイナ免許証若しくは免許証又はその両方を提示しなければならない。

申請時の 保有状況	変更申請する 保有状況	保有状況変更に必要な申請書
免許証	マイナ免許証	特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）
免許証	免許証 マイナ免許証	特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17の2）
免許証 マイナ免許証	マイナ免許証	運転免許証返納届（府令別記様式第17の3）
免許証 マイナ免許証	免許証	免許情報記録抹消届（府令別記様式第17の4）
マイナ免許証	免許証	運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）

マイナ免許証	免許証 マイナ免許証	運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）
--------	---------------	-------------------------

2 前項の規定により免許保有状況の変更を申請する者は、前項の申請書等により県手数料条例第3条に規定する手数料を納付し、申請しなければならない。

（更新情報の提供）

第42条 法第101条第3項に規定する書面に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第101条第1項又は法第101条の2の2第1項に規定する更新期間（次項において「更新期間」という。）
- (2) 法第101条第1項又は法第101条の2の2第1項の規定による免許証等の更新（以下この項において「免許証等の更新」という。）の場所
- (3) 法第101条の2の2第1項に規定する免許証等の更新の手続き方法
- (4) 法第95条の6に規定する免許証等の有効期間
- (5) 法第108条の2第1項第11号に規定する講習の区分
- (6) 免許証等の更新に要する手数料の額
- (7) 第5号の講習に要する手数料の額
- (8) 法第92条の2第1項に規定する優良運転者又は一般運転者への該当の有無
- (9) 免許証等の更新を受けるために持参すべき物
- (10) 前各号に掲げるものの他、更新手続に必要と認める事項

2 前項に規定する書面の送付は、更新期間の初日の前日までに行うものとする。

（免許証等の更新申請）

第43条 法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する免許証等の更新を受けようとする者に対する適性検査は、運転免許センターにおいて行うものとする。ただし、第27条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する公安委員会が指定する場所においても行うことができる。

2 免許証の更新を受けようとする者が法第106条の3第4項に規定する免許証の提出により当該免許証を引換えに交付を受けることができない事情にあるときは、その事実を証する資料を提示しなければならない。

3 法第101条第1項及び法第101条の2第1項に規定する免許証等の更新を受けようとする者は、運転免許証更新申請書（様式第25号）に府令第29条に定める書類を添付して公安委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定により免許証等の更新を申請しようとする者は、同項の申請書により、県手数料条例第3条に規定する運転免許証等更新・更新時講習受講手数料を納付し、申請しなければならない。

（免許証等の経由地更新申請）

第43条の2 経由地更新を富山県で受けようとする者は、運転免許証更新申請書（経由地）（様式第25号の3）、適性検査結果・更新時講習受講結果（様式第25号の4）及び経由更新・更新時講習受講手数料納付書（様式第25号の5）に、府令第29条の2の2第2項に定める書類を提示して、公安委員会に更新の申請をしなければならない。

2 公安委員会は、他の経由地を管轄する都道府県公安委員会から、運転免許証更新申請書の内容及び適性検査の結果の通知を受けたときは、適性検査が合格基準に達していない場

合を除いて、適性検査を行わないものとする。

- 3 公安委員会は、前項の適性検査の結果の通知が合格基準に達していない場合は、当該經由地更新申請者に、運転免許センターにおいて適性検査を受けるべき旨の通知をするものとする。

(臨時適性検査の通知等)

第44条 法第102条第6項及び法第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、免許試験(仮免許試験を除く。)に合格した者は臨時適性検査通知書(様式第26号)、免許(仮免許を除く。)を受けた者は臨時適性検査通知書(様式第26号の2)、仮免許試験に合格した者は臨時適性検査通知書(仮運転免許)(様式第26号の3)、仮免許を受けた者は臨時適性検査通知書(仮運転免許)(様式第26号の4)、国際運転免許証等を所持している者は臨時適性検査通知書(国際運転免許等)(様式第26号の5)、法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査(以下「認知機能検査」という。)を受ける者には臨時適性検査通知書(様式第26号の6)により行うものとする。

- 2 令第37条の7第1号に規定する申出は、臨時適性検査受検申出書(様式第26号の7)により行うものとする。

- 3 法第90条第8項及び法第103条第6項に定める適性検査は、期日及び場所を指定した適性検査受検命令書(様式第26号の8)により行うものとする。

- 4 法第90条第8項、法第102条第4項及び法第103条第6項に定める医師の診断書の提出については、主治の医師(以下「主治医」という。)が作成した診断書とし、提出期限を指定した診断書提出命令書(様式第26号の9)により行うものとする。

- 5 公安委員会は、府令第18条の4第1項、府令第29条の3第2項及び府令第29条の5第1項に規定する適性検査を行う医師(以下「専門医」という。)の認定は、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等に関し専門的な知識を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

- 6 法第101条の6第1項の規定による届出は、様式第26号の10により行うものとする。ただし、医師が記載を拒んだ場合は、届出受理書(様式第26号の11)にその届出内容を記録し、速やかに運転免許センター長へ報告するものとする。

- 7 前項の届出を受理した職員は、届出受理書(様式第26号の11)に様式第26号の10を添付し、速やかに運転免許センター長へ報告するものとする。

- 8 法第101条の6第2項の規定による照会は、様式第26号の12により行うものとする。ただし、医師が記載を拒んだ場合は、確認要求受理書(様式第26号の13)にその届出内容を記録し、速やかに運転免許センター長へ報告するものとする。

- 9 前項の届出を受理した職員は、確認要求受理書(様式第26号の13)に様式第26号の12を添付し、速やかに運転免許センター長へ報告するものとする。

- 10 法第101条の6第2項の規定による照会を受理した運転免許センター長は、回答書(様式第26号の14)により、速やかに回答するものとする。

- 11 法第104条の2の3第1項の規定による停止処分の解除は、運転免許の効力停止処分解除通知書(様式第26号の15)により通知するものとする。

- 12 法第104条の2の3第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書(様式第26号の16)を交付し、行うものとする。

- 13 法第102条第1項から第3項までの規定により、臨時に適性検査を行う場合は、臨時適

性検査通知書（様式第26号の6）により通知するものとし、指定する期限までに府令第29条の3第3項で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずる場合は、診断書提出命令書（様式第26号の17）により通知するものとする。

（免許の条件の付与等の申請）

第44条の2 法第91条の2第1項に規定する運転免許の条件の付与又は変更を申請しようとする者は、現に受けている免許に係る免許証等を提示し、かつ、運転免許条件申請書（様式第26号の18）を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により、運転免許の条件の変更を申請する者は、限定解除審査手数料確認書により県手数料条例第3条に規定する審査手数料を納付し、運転免許条件申請書に添付して申請しなければならない。

（申請による取消し）

第44条の3 法第104条の4第1項の規定により免許の取消しを申請しようとする者は、運転免許取消申請書（様式第26号の19）を公安委員会に提出しなければならない。

2 法第104条の4第1項の規定により、他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに令第39条の2の3で定める種類のものに限る。）を受けたい旨を申し出る者は、運転免許取消申請書に受けたい免許の種類を記載しなければならない。

3 前項の申し出が、第27条第1項第8号に規定する免許証等の更新の申請と同時とならない場合は、申請用写真を添付した上、県手数料条例第3条に規定する免許交付手数料を納付し、申請しなければならない。ただし、運転免許センター及び高岡運転免許更新センターに提出する場合は、申請用写真の添付は要しない。

（運転経歴証明書等の申請）

第44条の4 法第105条の2第1項に規定する申請取消に係る運転経歴証明書又は同条第3項に規定する運転経歴情報の個人番号カードへの記録の申請は、府令第30条の9第4項に規定する通知書を受理した日から5年以内に、運転経歴証明書（交付・再交付）申請書（様式第26号の20）に申請用写真を添付して、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署に提出するものとする。ただし、運転免許センター及び高岡運転免許更新センターに提出する場合は、申請用写真の添付は要しない。

2 法第105条の2第1項に規定する免許が失効した者に係る運転経歴証明書の交付又は同条第3項に規定する運転経歴情報の記録の申請は、運転経歴証明書（交付・再交付）申請書を運転免許センター又は高岡運転免許更新センターに提出するものとする。

なお、このとき申請用写真の添付は要しない。

3 前項の場合においては、運転経歴証明書（交付・再交付）申請書により県手数料条例第3条に規定する運転経歴証明書交付手数料を納付し、第27条第4項前段に規定する申請用写真を添付して、申請しなければならない。

4 運転経歴証明書の記載事項に変更があった者は、府令第30条の10の規定により記載事項変更届（様式第24号）に当該変更に係る事項を確かめるに足りる住民票の写し等を添え、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署へ届け出て、変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録を受けた者が、運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードを亡失し、滅失し、汚損し又は破損したなどの場合は、運転経歴証明書交付（再交付）申請書に府令第30条の8第3項各号に定める書類及び申請用写

真を添え、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署において再交付等を申請することができる。

6 運転経歴証明書の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、府令第30条の12の定めにより、速やかに、運転経歴証明書（第2号の場合にあっては、発見し、又は回復した運転経歴証明書）を運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署に返納しなければならない。

(1) 免許を受けたとき。

(2) 運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、又は回復したとき。

7 運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、府令第30条の16の規定により、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署において、運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、運転経歴情報記録個人番号カードを市町村長に返納した場合は、この限りでない。

8 第1項、第2項及び第5項の規定に係る申請等の受理を行う日及び時間は、運転免許センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日は午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後4時まで、日曜日は予約者のみ午前11時から午前11時30分まで及び午後2時から午後2時30分までとし、高岡運転免許更新センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとし、警察署においては、休日以外の月曜日から金曜日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとする。

9 第4項の規定に係る届出の受理を行う日及び時間は、運転免許センター長を經由する場合は、運転免許センターにおいては休日以外の月曜日から木曜日の午前10時から午後0時まで及び午後2時から午後5時まで並びに日曜日の午前10時から午前11時30分まで及び午後2時から午後4時まで、高岡運転免許更新センターにおいては休日以外の月曜日から金曜日の午前10時30分から午後0時まで及び午後3時から午後5時までとし、警察署長を經由する場合は、休日以外の月曜日から金曜日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとする。

10 第6項の規定に係る届出の受理を行う日及び時間は、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとする。

(安全運転相談の受理)

第44条の5 公安委員会は、病気、身体の障害等を有する者の免許の取得、高齢者その他の者で免許を有する者の運転の継続、免許証等の返納又は抹消等に関し、免許を取得しようとする者、免許を保有する者又はその家族等の関係者（以下「相談者」という。）からの相談に対応するため、安全運転相談を行うものとする。

2 安全運転相談は、相談者からの申出により行うものとする。

3 前項の申出を行う場合は、安全運転相談申出書（様式第26号の21）を運転免許センターに提出するものとし、申出の受理を行う日及び時間は、休日以外の月曜日から金曜日の午前10時から午後0時まで及び午後1時30分から午後4時30分までとする。

(免許証等の返納)

第45条 法第106条の3第1項、法第106条の4第1項、法第107条の10第1項又は府令第30条の12第1項から第3項までの規定により、免許証等、国外免許証又は運転経歴証明書を

返納又は抹消するときは、運転免許証等返納届（様式第27号）に当該免許証等を添えて、運転免許センター、高岡運転免許更新センター又は警察署に提出しなければならない。

- 2 前項又は第44条の4第6項に係る届出の受理を行う日及び時間は、運転免許センター及び高岡運転免許更新センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとし、警察署においては、休日以外の月曜日から金曜日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとする。

第7章 講習等

（講習等の委託）

第46条 法第108条の2第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号又は第16号に規定する講習のうち必要と認めるものは、府令第38条の3に規定する者に委託して行わせるものとする。

- 2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査及び運転技能検査のうち必要と認めるものは、府令第31条の4の2に規定する者に委託して行わせるものとする。

- 3 第1項及び第2項の規定による講習等の委託は、委託契約を締結して行うものとする。

（安全運転管理者等講習）

第47条 法第108条の2第1項第1号に規定する講習は、安全運転管理者及び副安全運転管理者におおむね年1回受けさせることを原則とし、府令別記様式第22の9の通知書に講習時間を定め、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任した自動車の使用者に、当該講習の実施の日時及び場所を通知して行う。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、安全運転管理者講習受講申込書（様式第29号）又は副安全運転管理者講習受講申込書（様式第29号の2）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（取消処分者講習）

第48条 法第108条の2第1項第2号に規定する講習は、当該講習を受けようとする者に実施の日時及び場所を指定して行う。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、取消処分者講習受講申込書（様式第29号の3）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し（指定講習機関の場合は、講習手数料を添えて）、第27条第4項前段に規定する申請用写真を貼付して、受講の申出をしなければならない。

- 3 公安委員会又は指定講習機関は、第1項の講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書（様式第29号の4）を交付するものとする。

- 4 取消処分者講習終了証明書の交付を受けた者は、これを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（様式第29号の5）により当該取消処分者講習終了証明書を交付した公安委員会又は指定講習機関に再交付を申請することができる。この場合において、講習終了後に住所地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更している者が再交付を申請するときは、変更後の住所地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、公安委員会又は指定講習機関あてに再交付を申請するものとする。

- 5 指定講習機関は、取消処分者講習を行ったときは、速やかに取消処分者講習終了報告書（様式第29号の6）を公安委員会に提出しなければならない。

（停止処分者講習）

第49条 法第108条の2第1項第3号に規定する講習は、当該講習を受けようとする者につ

いて、免許の保留、免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止（以下この条において「免許の保留等」という。）の処分期間に応じ、次の表の左欄に掲げる免許の保留等の処分期間の区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習種別に分けて、同表の右欄に掲げる講習日数により、当該講習を受けようとする者に実施の日時及び場所を指定して行う。

免許の保留等の処分期間	講習種別	講習日数
40日未満	短期講習	1日
40日以上90日未満	中期講習	2日
90日以上	長期講習	2日

- 2 前項の講習を受けようとする者は、停止処分者講習受講申込書（様式第30号）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、第27条第4項前段に規定する申請用写真を貼付して、受講の申出をしなければならない。
- 3 第1項の講習を終了したときは、講習の効果を測定するため、当該講習の受講者について考査を行う。
- 4 前項に規定する考査の成績が警察本部長（以下「本部長」という。）の定める基準に適合しているときは、当該適合者について、法第90条第12項及び第103条第10項（法第107条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定により免許の保留等の処分期間を短縮する。
- 5 前項の規定により免許の保留等の処分期間の短縮をするときは、本部長は、富山県公安委員会文書管理規則（平成13年富山県公安委員会規則第11号）別表の5に規定する例式にかかわらず、運転免許保留期間短縮通知書（様式第31号）、運転免許効力停止期間短縮通知書（様式第32号）又は自動車等運転禁止期間短縮通知書（様式第33号）により、当該短縮を受ける者に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による通知を受けた者は、法第106条の3第4項、第106条の4第1項第2号又は第107条の10第2項の規定により提出又は抹消した免許証等の返還又は記録を受けようとするときは、第4項の規定による短縮による処分の期間が満了した日の翌日に、運転免許センター長に前項の短縮通知書を提出しなければならない。

（大型車・中型車・準中型車・普通車講習）

第50条 法第108条の2第1項第4号に規定する講習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けようとする者に実施の日時及び場所を指定して行う。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、「大型車・中型車・準中型車・普通車講習受講申込書（様式第33号の2）」により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（大型二輪車・普通二輪車講習）

第51条 法第108条の2第1項第5号に規定する講習は、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に実施の日時及び場所を指定して行う。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、「大型二輪車・普通二輪車講習受講申込書（様式第33号の3）」により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（応急救護処置講習）

第52条 法第108条の2第1項第8号に規定する講習は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に実施の日時及び場所を指定して行う。

2 前項の講習を受けようとする者は、「応急救護処置講習受講申込書（様式第33号の4）」により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（原付講習）

第53条 法第108条の2第1項第6号に規定する講習は、当該講習を受けようとする者に実施の日時及び場所を指定して行う。

2 前項の講習を受けようとする者は、原付講習受講申込書（様式第34号）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（大型旅客車・中型旅客車・普通旅客車講習）

第53条の2 法第108条の2第1項第7号に規定する講習は、大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許を受けようとする者に実施の日時及び場所を指定して行う。

2 前項の講習を受けようとする者は、「旅客車講習受講申込書（様式第34号の2）」により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（指定自動車教習所職員講習）

第54条 法第108条の2第1項第9号に規定する講習は、令第41条に規定する職員に毎年1回受けさせるものとし府令別記様式第22の10の通知書により、指定自動車教習所の管理者に当該講習の実施の日時及び場所を通知して行う。

2 前項の講習の講習時間は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める時間とする。この場合において、講習を受ける者が、教習指導員及び技能検定員（以下この項において「指導員等」という。）の資格を重複して有するときは、主として従事している業務に対応する職員の区分の講習を受けさせるものとし、卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員（以下「副管理者」という。）が指導員等の資格を有するときは、その資格に対応する職員の区分の講習も受けさせるものとする。

職 員 の 区 分	時 間
教習指導員	9時間
技能検定員	10時間
副 管 理 者	6時間

3 第1項の講習を受けようとする者は、「指定自動車教習所職員講習受講申込書（様式第35号）」により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（初心運転者講習）

第55条 法第108条の3第1項の規定による通知は、初心運転者講習通知書（様式第36号）により行う。

2 法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習を受けようとする者は、初心運転者講習受講申込書（様式第36号の2）に県手数料条例第3条に規定する通知手数料を納付し、同条に規定する講習手数料を添えて、受講の申出をしなければならない。

3 指定講習機関は、前項の講習を終了した者に対し、初心運転者講習終了証明書（様式第37号）を交付するものとする。

4 指定講習機関は、前項の講習を行ったときは、速やかに前項の講習結果報告書（様式第38号）を公安委員会に提出しなければならない。

（更新時講習）

第56条 法第108条の2第1項第11号に規定する講習は、法第101条第5項、法第101条の2第3項又は法第101条の2の2第2項に規定する自動車等の運転について必要な適性検査が終了した後、当該講習を受けようとする者に講習の実施の日時及び場所を指定して行う講習（以下「対面講習」という。）又は、法第101条第1項又は法第101条の2の2第1項に規定する更新申請書を提出する前に令第43条第1項の表に規定する公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う講習（以下「オンライン講習」という。）とする。

2 前項の対面講習を受けようとする者又はオンライン講習を受けた者は、運転免許証更新申請書（様式第25号）又は適性検査結果・更新時講習受講結果（様式第25号の4）のほか、運転免許証更新・更新時講習受講手数料納付書（様式第25号の2）又は経由更新・更新時講習受講手数料納付書（様式第25号の5）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、提出しなければならない。

（高齢者講習等）

第56条の2 法第101条の4第5項第1号に規定する書面には、公安委員会が行う第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）、令第37条の6の2第1号に規定する運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「運転免許講習規則」という。）第1条で定める基準に適合する講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）又は法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育の課程（同項第3号イに掲げる基準に適合するものに限る。以下これらを「高齢者講習等」という。）を受けることができる期間、場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施のために必要な事項を記載し、当該講習を受けることができる期間の前日までに送付するものとする。

2 高齢者講習を受けようとする者は高齢者講習受講申込書（様式第38号の2）に、特定任意高齢者講習を受けようとする者は特定任意高齢者講習受講申込書（様式第38号の3）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

なお、前項に定める運転免許取得者等教育の課程を受けようとする者は、課程実施機関に受講の申出をするものとする。

（認知機能検査等）

第56条の3 法第101条の4第5項第2号に規定する書面には、公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）又は法第108条の32の3第1項第3号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下これらを「認知機能検査等」という。）を受けることができる期間、場所その他当該検査に係る事務の円滑な実施のために必要な事項を記載し、当該検査を受けることができる期間の前日までに送付するものとする。

なお、法第101条の4第2項又は府令第29条の2の3の規定に該当する場合は、認知機

能検査等を受ける必要がない旨を記載すること。

2 認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査申込書（様式第38号の4）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受検の申出をしなければならない。

なお、前項に定める運転免許取得者等検査を受けようとする者は、検査実施機関に受検の申出をするものとする。

（運転技能検査等）

第56条の4 法第101条の4第5項第3号に規定する書面には、公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査（以下「運転技能検査」という。）又は法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下これらを「運転技能検査等」という。）を受けることができる期間、場所その他当該検査等に係る事務の円滑な実施のために必要な事項を記載し、当該検査等を受けることができる期間の前日までに送付するものとする。

2 運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査申込書（様式第38号の5）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受検の申出をしなければならない。

なお、前項に定める運転免許取得者等検査を受けようとする者は、検査実施機関に受検の申出をするものとする。

（違反者講習）

第56条の5 法第108条の3の2の規定による通知は、違反者講習通知書（府令別記様式第22の11の2）により行う。

2 法第108条の2第1項第13号に規定する違反者講習を受けようとする者は、違反者講習受講申込書（様式第38号の6）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（特定失効者及び特定取消処分者に対する講習等）

第56条の6 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者及び第5号に規定する特定取消処分者に対する講習等は、次の各号により、当該講習等を受けようとする者に講習等の実施の日時及び場所を指定して行う。

(1) 免許申請書を提出した日において70歳以上の者

区 分	講 習 等
法第97条の2第1項第3号イ	高齢者講習等、認知機能検査等、運転技能検査等
法第97条の2第1項第3号ロ	高齢者講習等、認知機能検査等
法第97条の2第1項第3号ハ	高齢者講習等、運転技能検査等
法第97条の2第1項第3号ニ	高齢者講習等

(2) (1)以外の者

第56条の対面講習と同一の講習

ただし、特定失効者又は特定取消処分者のうち、運転免許証更新申請書（様式第25号）を提出した日前1年以内に、府令第38条第11項第1号の表の一の項に規定する優良運転者に対する講習又は一般運転者に対する講習の受講対象者に該当して、オンライン講習を受講していた場合において、受講したオンライン講習の講習区分と、法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習の講習区分が変わらない場合に限り、当該オンライン講習の受講をもって法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習を受講したものとする。

2 第56条の2第2項、第56条の3第2項及び第56条の4第2項の規定は、前項第1号の講習等を受けようとする者について準用する。また、前項第2号の講習を受けようとする者は、更新時講習受講申込書（特別受験申請者）（様式第38号の7）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（認知機能検査員講習）

第56条の7 運転免許講習規則第4条第2項第1号ロに規定する検査を行う者に対する講習は、実施の日時及び場所を指定して行う。

2 前項の講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申込書（様式第38号の8）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

（特定小型原動機付自転車運転者講習）

第56条の8 法第108条の3の5第1項に規定する講習は、公安委員会から府令別記様式第22の11の3の受講命令書の交付を受けた者に対して、講習日時及び場所を指定して行うものとする。

2 受講命令を受け、前項の受講命令書の交付を受けた者は、公安委員会に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第41号）を提出するものとする。

3 第1項の講習を受けようとする者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書（様式第41号の2）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

4 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（様式第41号の3）を交付するものとする。

5 特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者は、これを亡失、滅失又は棄損したときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第41号の4）により、公安委員会に再交付を申請することができる。

この場合において、講習終了後に住居地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更している者が再交付を申請するときは、変更後の住居地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、公安委員会に再交付を申請するものとする。

（自転車運転者講習）

第56条の9 法第108条の3の5第2項に規定する講習は、公安委員会から府令別記様式第22の11の4の受講命令書の交付を受けた者に対して、講習日時及び場所を指定して行うものとする。

2 受講命令を受け、前項の受講命令書の交付を受けた者は、公安委員会に対し、自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第41号の5）を提出するものとする。

3 第1項の講習を受けようとする者は、自転車運転者講習受講申込書（様式第41号の6）により県手数料条例第3条に規定する講習手数料を納付し、受講の申出をしなければならない。

4 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、自転車運転者講習終了証書（様式第41号の7）を交付するものとする。

5 自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者は、これを亡失、滅失又は棄損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第41号の8）により、公安委員会に再交付

を申請することができる。

この場合において、講習終了後に住居地を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更している者が再交付を申請するときは、変更後の住居地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、公安委員会に再交付を申請するものとする。

(若年運転者講習)

第56条の10 法第108条の3の3の規定による通知は、若年運転者講習通知書（府令別記様式第22の11の2の2）により行う。

2 法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けようとする者は、若年運転者講習受講申込書（様式第41号の9）により県手数料条例第3条に規定する手数料を納付し（指定講習機関の場合は、講習手数料を添えて）、受講の申出をしなければならない。

3 公安委員会又は指定講習機関は、前項の講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書（様式第41号の10）を交付するものとする。

4 指定講習機関は、若年運転者講習を行ったときは、速やかに若年運転者講習結果報告書（様式第41号の11）を公安委員会に提出しなければならない。

第8章 雑則

(自動車運送事業等を監督する行政庁等に対する通知)

第57条 法第108条の34の規定による自動車運送事業、第2種利用運送事業又は軌道の事業を監督する行政庁に対する通知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 違反した運転者の住所、氏名及び年齢
- (2) 事業所の所在地及び名称
- (3) 違反事実の概要

2 法第108条の34の規定による自動車運送事業者、第2種利用運送事業者又は軌道の事業者及びこれらの事業者以外の車両等の使用者に対する通知の内容は、前項第1号及び第3号に掲げる事項とする。

(地域交通安全活動推進委員等)

第58条 法第108条の29第1項の規定による地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱は、委嘱状（様式第39号）を交付して行うものとする。

2 公安委員会は、法第108条の29第5項の規定により推進委員を解嘱したときは、解嘱状（様式第40号）を交付するものとする。

3 法第108条の30第1項の公安委員会が定める区域は、富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）第5条第2項に規定する警察署の管轄区域とする。

(運転免許取得者等教育の認定申請)

第59条 法第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者等教育の認定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育認定申請書（様式第42号）を公安委員会に提出し、申請するものとする。

(運転免許取得者等検査の認定申請)

第60条 法第108条の32の3第1項の規定により運転免許取得者等検査の認定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第43号）を公安委員会に提出し、申請するものとする。

(本部長への委任)

第61条 この規則に定めるもののほか、法、令、府令及びこの規則の実施に関し必要な事項

は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

(交通の規則等に係る経過措置)

2 改正前の規則（以下「旧規則」という。）の規定による交通の規制に係る禁止、制限または指定で、この規則（以下「新規則」という。）施行の際、現にその効力を有し、かつ、新規則第3条および第4条の規定に相当するものは、当該規定による交通の規制および告示とみなす。

(1) 車両の運行の禁止および制限について（昭和49年2月22日）富山県公安委員会告示第18号の規定により、公安委員会が道路標識等によつて通行の禁止をしている道路において、通行することがやむを得ないと認めてなした通行の許可で、新規則施行の際、現にその効力を有し、かつ、新規則第7条の規定に相当するものは当該規定により許可を受けたものとみなす。この場合において当該許可の際交付された除外車両標章（様式第3号）は、新規則相当規定により交付された通行禁止道路通行許可証とみなす。

(緊急自動車の措置にかかる経過措置)

3 旧規則施行の際、現に緊急自動車として指定を受けた車両は、新規則の相当規定による指定を受け、指定書の交付を受けたものとみなす。

(安全運転管理者の選任にかかる経過措置)

4 旧規則施行の際、現に安全運転管理者として選任され認定されている者は、新規則の相当規定による認定を受け、指定書の交付を受けたものとみなす。

(罰則に係る経過措置)

5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(様式に係る経過措置)

6 旧規則の規定による様式は、新様式にかかわらず、当分の間なお従前の例によることができる。

附 則（昭和47年8月31日公安委員会規則第6号）

(施行期日)

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月8日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和48年10月12日から施行する。

附 則（昭和50年7月4日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和50年7月9日から施行する。

附 則（昭和50年8月30日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則（昭和51年6月29日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月31日公安委員会規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現にこの規定による改正前の富山県道路交通法施行細則第12条第3項の規定により交付された駐車可認定証は、この規則による改正後の富山県道路交通法施行細則第12条第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

附 則（昭和53年11月30日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 緊急自動車等指定申請書、緊急自動車等指定書、緊急自動車等指定書記載事項変更届、緊急自動車等指定書再交付申請書、安全運転管理者に関する届出書、認定証、教習修了証明書、安全運転管理者資格認定書、運転者数等届出書及び安全運転管理者講習通知書の様式については、改正後の規則様式第4号から様式第7号、様式第12号、様式第14号から様式第16号、様式第18号から様式第19号の2、様式第27号の様式にかかわらず、当分の間なお従前の例によることができる。

附 則（昭和55年6月25日公安委員会規則第4号抄）

（実施期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年12月21日公安委員会規則第10号）

この規則は、昭和57年1月5日から施行する。

附 則（昭和57年6月21日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和57年7月5日から施行する。ただし、第28条第1項第3号の改正規定は、昭和57年7月24日から施行する。

附 則（昭和60年12月13日公安委員会規則第11号）

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日公安委員会規則第10号）

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月4日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和63年11月10日から施行する。

附 則（平成2年8月24日公安委員会規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成2年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に道路交通法第84条第2項の第1種運転免許を受けている者で、当該第1種運転免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年に達しないものについては、改正前の富山県道路交通法施行細則第45条及び第46条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成2年12月21日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年8月23日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成4年7月13日公安委員会規則第8号）
この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成4年10月27日公安委員会規則第9号）
この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成6年4月13日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成7年9月8日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成7年9月20日から施行する。

附 則（平成8年3月18日公安委員会規則第1号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成8年3月28日から施行する。

附 則（平成8年8月30日公安委員会規則第28号）
この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日公安委員会規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第49条及び様式第31号の改正規定は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年6月17日公安委員会規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月1日公安委員会規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年11月1日公安委員会規則第37号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月29日公安委員会規則第8号）
この規則は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第17条第9号の規定は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年5月30日公安委員会規則第7号）
この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年8月8日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成15年8月15日から施行する。

附 則（平成15年12月19日公安委員会規則第8号）
この規則は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成16年3月16日公安委員会規則第1号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年3月22日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の富山県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第14条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則（平成16年9月24日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月7日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年10月22日公安委員会規則第7号）
この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日公安委員会規則第7号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月27日公安委員会規則第29号）
この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成17年10月3日公安委員会規則第13号）
この規則は、平成17年10月7日から施行する。

附 則（平成17年10月28日公安委員会規則第15号）
この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月24日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年9月13日公安委員会規則第9号）
（施行期日）

1 この規則は、平成19年9月28日から施行する。

（旧標章に関する経過措置）

2 この規則の施行前に交付された改正前の富山県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第11条の規定による様式第9号、様式第9号の2及び様式第9号の3の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の富山県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第11条の規定による様式第9号の標章とみなす。

（身体障害者等の標章変更に関する経過措置）

3 新規則第11条第2項の規定により、同条第1項第10号アからオのいずれかに該当する者から様式第9号の標章の交付の申請を受けた場合において、現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引き替えに、同条第4項の規定による標章の交付を行うものとする。

（身体障害者使用者標章の交付を受けていた者に関する経過措置）

4 新規則の施行前に、旧規則第11条第1項第3号イの規定による様式第9号の2の標章の交付を受けている者のうち、新規則第11条第1項第10号アからオに該当しない者については、当該標章と引き換えに申請に基づき有効期限が平成22年9月27日までの新規則様式第9号の標章を交付する。

附 則（平成20年3月13日公安委員会規則第1号抄）
この規則は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成20年12月25日公安委員会規則第10号）
この規則は、平成21年1月4日から施行する。

附 則（平成21年3月18日公安委員会規則第3号）

附 則（平成21年3月18日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月14日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月11日公安委員会規則第8号）
この規則は、平成21年6月11日から施行する。

附 則（平成21年6月11日公安委員会規則第9号）
この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日公安委員会規則第11号）
この規則のうち第28条第2項の改正は、平成22年1月1日から、第28条第1項第3号の改正は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月18日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日公安委員会規則第4号）
この規則のうち第5条の2、第11条第10号及び第14条の2別表の改正は、平成22年4月1日から、第4条、第11条各号列記以外の部分及び第13条第2項の改正は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成24年3月1日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月25日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月11日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成25年7月12日から施行する。

附 則（平成25年9月6日公安委員会規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月9日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成26年5月9日から施行する。

附 則（平成26年5月30日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月27日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成27年5月27日から施行する。

附 則（平成27年6月1日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年8月10日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成27年8月10日から施行する。

附 則（平成28年3月14日公安委員会規則第3号）

附 則（平成28年3月28日公安委員会規則第10号）

附 則（平成28年3月30日公安委員会規則第5号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 10 日公安委員会規則第 2 号）
（施行期日）

1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。ただし、第28条第1項第3号の表の改正については、平成29年4月1日から施行する。

（高齢者講習等に係る経過措置）

2 運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者であって、当該日が施行日から起算して6月を経過した日前であるものに係る高齢者講習及び特定任意高齢者講習の受講申込みの様式については、改正後の富山県道路交通法施行細則様式第38号の2及び様式第38号の9の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 5 月 12 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成29年5月14日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 1 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 20 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、平成29年10月20日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 25 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 14 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、令和元年11月15日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 29 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 5 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 30 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 10 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 9 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 25 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、令和4年5月25日から施行する。

附 則（令和4年7月29日公安委員会規則第6号）
この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日公安委員会規則第9号）
この規則は、令和4年10月21日から施行する。

附 則（令和5年2月13日公安委員会規則第1号抄）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日公安委員会規則第6号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日公安委員会規則第7号）
この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日公安委員会規則第5号）
この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年10月11日公安委員会規則第8号）
この規則は、令和6年11月1日から施行する

附 則（令和6年11月22日公安委員会規則第11号）
この規則は、令和6年11月24日から施行する

附 則（令和7年3月14日公安委員会規則第2号）
この規則は、令和7年3月24日から施行する。

附 則（令和7年5月16日公安委員会規則第3号）
この規則は、令和7年5月23日から施行する。

附 則（令和7年5月30日公安委員会規則第5号）
（施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則
（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（旧標章に関する経過措置）

2 この規則の施行前に交付された改正前の富山県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第11条の規定による様式第9号の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の富山県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第11条の規定による様式第8号の標章とみなす。

3 旧規則第11条の規定による様式第9号の標章の交付を受けている者が、新規則による標章との引換えを申し出た場合は、交付済みの標章と引き換えに、新規則第11条の規定による様式第8号の標章を交付する。

附 則（令和7年8月18日公安委員会規則第7号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年9月26日公安委員会規則第9号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年11月26日公安委員会規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

（旧標章に関する経過措置）

2 この規則の施行前に交付された改正前の富山県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第7条の規定による様式第3号の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後も有効な標章とみなす。

3 旧規則第6条の規定による様式第3号の標章の交付を受けている者が、新規則による通行禁止道路通行許可証との引換えを申し出た場合は、交付済みの標章と引換えに、新規則第7条の規定による通行禁止道路通行許可証を交付する。

別表（第14条の2関係）

路線名	区間
高速自動車国道 北陸自動車道	小矢部市内山地内 石川県境から 下新川郡朝日町境地内 新潟県境まで
高速自動車国道 東海北陸自動車道	南砺市成出地内 岐阜県境から 小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T まで
一般国道8号	下新川郡朝日町境地内 新潟県境から 下新川郡朝日町平柳地内 平柳交差点まで
一般国道8号	下新川郡朝日町南保字梅枝1498番3から 小矢部市安楽寺地内 石川県境まで
一般国道8号	小矢部市芹川地内 芹川東交差点から 高岡市福岡町木舟地内 福岡 I C まで
一般国道8号	下新川郡入善町上野1578番1 上野交差点から 黒部市古御堂地内 古御堂（東）交差点まで
一般国道41号	富山市笹津字上平割623番1先から 富山市高内地内 高内交差点まで
一般国道41号	富山市下大久保字八番割3194番5から 富山市金泉寺65番の1まで
一般国道156号	砺波市太郎丸地内 太郎丸交差点から 高岡市上四屋663番の1まで
一般国道160号	氷見市稲積地内 稲積交差点から 氷見市大野新地内 幸町北交差点まで
一般国道160号	氷見市幸町地内 幸町交差点から 高岡市四屋855番1まで
一般国道359号	砺波市豊町地内 太郎丸交差点から 砺波市豊町地内 砺波 I C 前交差点まで
一般国道415号	富山市針原中町字馬放917番3から 富山市水橋市田袋117番2まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目56番先から 富山市千原崎地内 千原崎西交差点まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目2番5から 富山市千原崎一丁目6番3号先まで
一般国道415号	射水市作道字中不湖798番4から 射水市堀岡古明神字浜田120番先まで
一般国道415号	高岡市伏木国分一丁目384番先から 高岡市吉久一丁目2920番26先まで
一般国道415号	氷見市大野地内 氷見 I C から 氷見市鞍川地内 幸町交差点まで
一般国道470号	小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T から 氷見市大野地内 氷見 I C まで
一般国道471号	小矢部市後谷地内 後谷交差点から 小矢部市安楽寺字別当島691番1まで
一般国道472号	射水市作道198番から 射水市青井谷地内 青井谷交差点まで

主要地方道 富山立山魚津線	富山市西中野町一丁目15番から 富山市中川原字土場割273番5まで
主要地方道 富山立山魚津線	中新川郡立山町辻地内 立山 I C 交差点から 中新川郡立山町辻地内 辻 (南) 交差点まで
主要地方道 富山立山公園線	富山市天正寺地内 天正寺交差点から 中新川郡立山町二ツ塚地内 二ツ塚交差点まで
主要地方道 新湊庄川線	射水市坂東地内 坂東交差点から 射水市小泉87番先まで
主要地方道 新湊庄川線	高岡市中曾根505番1先から 高岡市中曾根1155番1先まで
主要地方道 砺波福光線	砺波市栄町28番から 砺波市出町16番1まで
主要地方道 伏木港線	高岡市伏木矢田293番6から 高岡市広小路107番先まで
主要地方道 高岡羽咋線	高岡市北島1554番先から 高岡市国吉1215番2先まで
主要地方道 富山港線	富山市北新町地内 北新町交差点から 富山市中島地内 中島 I C まで
主要地方道 富山港線	富山市中島一丁目字流田割29番6から 富山市千原崎一丁目2番5まで
主要地方道 富山港線	富山市西宮町地内 岩瀬西宮交差点から 富山市東岩瀬町31番先まで
主要地方道 富山魚津線	富山市千原崎地内 千原崎交差点から 富山市岩瀬天神町62番先まで
主要地方道 小杉婦中線	射水市戸破字神明625番2先から 射水市黒河1986番先まで
主要地方道 小矢部伏木港線	高岡市国吉1215番2先から 高岡市東海老坂字大坪490番3まで
主要地方道 新湊平岡線	富山市本郷中部139番から 富山市野町字円角割27番8まで
主要地方道 小矢部福光線	小矢部市平桜地内 小矢部 I C から 小矢部市後谷地内 後谷交差点まで
主要地方道 富山高岡線	富山市大手町7番2から 富山市野町字円角割24番9まで
主要地方道 富山高岡線	射水市小島地内 日本電工(株)前から 射水市大島北野地内 北野交差点まで
主要地方道 叢輪滑川インター線	滑川市金屋931番1から 滑川市上小泉字鹿熊田割10番3まで
主要地方道 石垣魚津インター線	魚津市大海寺野地内 魚津 I C 入口交差点から 魚津市本江地内 本江東交差点まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生字大門8741番7から 黒部市生地中区246番3まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生地内 黒部 I C 交差点から 黒部市荻生地内 黒部 I C 口交差点まで

主要地方道 富山環状線	富山市下飯野地内 富山東高校前交差点から 富山市天正寺地内 天正寺交差点まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市能町555番182から 高岡市下伏間江576番先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市二塚454番2先から 高岡市六家字苧田933番1先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市長慶寺446番4先から 高岡市米島字表向445番1先まで
主要地方道 高岡小杉線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 射水市上野地内 五歩一交差点まで
主要地方道 高岡氷見線	高岡市昭和町二丁目258番10から 高岡市岩坪字東割873番2まで
主要地方道 富山大沢野線	富山市新庄北町地内 五本榎交差点から 富山市双代町地内 双代町交差点まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市新保字石原割178番4から 富山市下熊野字柳原割292番2まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市安養寺509番2から 富山市安養寺438番2まで
主要地方道 富山外郭環状線	中新川郡立山町利田地内 利田曾我交差点から 中新川郡立山町利田160番1まで
一般県道 富山滑川魚津線	滑川市上小泉字鹿熊田割10番3から 魚津市住吉字前川原1074番1まで
一般県道 富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋117番2から 富山市水橋鏡田1055番地先まで
一般県道 八幡田稲荷線	富山市東町一丁目7番6から 富山市海岸通字八幡田割3番80まで
一般県道 堀岡小杉線	射水市堀岡古明神字浜田120番先から 射水市片口65番まで
一般県道 片口牧野線	射水市片口65番から 射水市片口359番1先まで
一般県道 鹿西氷見線	氷見市稲積地内 氷見北IC交差点から 氷見市稲積地内 稲積交差点まで
一般県道 姫野能町線	高岡市石丸487番1から 高岡市能町2841番まで
一般県道 流杉町袋線	富山市金泉寺228番2から 富山市針原中町字馬放917番3まで
一般県道 串田新黒河線	射水市橋下条15番1から 射水市黒河3355番まで
市道 住吉4号線	魚津市住吉字前川原1074から 魚津市住吉字中沼249まで
市道 蝮川上野線	富山市蝮川146-1番から 富山市上野字宮西割846-3番地まで
市道 下熊野吉岡線	富山市下熊野字庄平割204番4から 富山市吉岡664番まで

市道 今泉安養寺線	富山市安養寺465番地2から 富山市安養寺1788番地7まで
市道 綾田北代3号線	富山市窪本町字三番沼割1の1番地から 富山市窪本町まで
市道 綾田北代2号線	富山市窪本町から 富山市綾田町早稲田割62の17番地まで
市道 田中線	富山市綾田町早稲田割62の17番地から 富山市上富居字苗代割1130の8番地まで
市道 上富居42号線	富山市上富居字大百苺275番1地先から 富山市上富居字大百苺229番16地先まで
町道 辻横水線	下新川郡朝日町山崎159番の2から 下新川郡朝日町殿町745番まで
町道 殿町細野線	下新川郡朝日町殿町751番から 下新川郡朝日町山崎新37番まで
町道 曾我線	中新川郡立山町利田160番1から 中新川郡立山町西芦原字西芦原前1番1まで
町道 曾我1号線	中新川郡立山町利田183番1から 中新川郡立山町銚木190番1まで
町道 曾我2号線	中新川郡立山町銚木328番1から 中新川郡立山町利田208番まで
町道 曾我3号線	中新川郡立山町利田204番3から 中新川郡立山町利田204番2まで
市道 新田三田線	富山市八尾町新田1021番から 富山市八尾町新田180番まで
市道 金山343号線	射水市青井谷地内 青井谷交差点から 射水市上野字瀧谷1131番4まで
市道 金山315号線	射水市上野字瀧谷1131番4から 射水市上野1021番まで
市道 金山359号線	射水市上野1021番から 射水市上野1007番まで
市道 大門針原線	射水市橋下条1479番3から 射水市橋下条1491番2まで
市道 大門針原線	射水市橋下条1491番2から 射水市本田444番4まで
市道 神主町出来田1号線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 高岡市赤祖父地内 問屋センター入口交差点まで
港湾道路 臨港道路西線	射水市奈呉の江54番地から 射水市作道地内 新港の森南交差点まで
港湾道路 臨港道路北線	高岡市石丸地内 石丸交差点から 射水市海王町地内 新湊大橋(西)交差点まで
広域農道	下新川郡朝日町南保1498-1番地から 下新川郡朝日町山崎地先まで

様式第1号（第6条関係）

（表）

番号		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">通行禁止除外指定車</div>		
登録車両番号	主たる運転者 の氏名	
除外する区間 又は道路の区間		
有効期限	年	月 日 まで
	年	月 日
富山県公安委員会		印

- 備考 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色、緑の色彩は黄色とする。

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、指定車両により指定道路を通行する場合以外は使用できません。
- 2 指定道路を通行するときは、歩行者に注意し徐行してください。
- 3 指定道路を通行するときは、自動車の前面の見やすい箇所に標章を掲示してください。
- 4 現場において警察官の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、他人に貸したり譲ったりできません。

様式第2号（第7条関係）

通行禁止道路通行許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号の2（第7条関係）

通行禁止道路通行許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第7条関係）削除

様式第4号（第8条、第9条、第10条、第10条の2関係）

緊急自動車・指定申請書（届出書） 道路維持作業用自動車	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
申請者 住所 届出者 氏名	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号若しくは車両番号又は車台番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	
指定を受け又は届出をする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第8条、第9条、第10条、第10条の2関係）

第 号	
緊急自動車・指定証（届出確認証） 道路維持作業用自動車	
年 月 日	
富山県公安委員会 印	
用 途	
自動車を使用する者の住所及び氏名	
自動車の種類、車名及び型式	
自動車登録番号若しくは車両番号又は車台番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第8条、第9条、第10条、第10条の2関係）

<p>緊急自動車 道路維持作業用自動車</p> <p>指定証（届出確認証）記載事項変更届</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p>届出者 住所 氏 名</p>		
指定証・届出確認証 の交付年月日及び 番号		
用 途		
変更した事項	新	
	旧	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第8条、第9条、第10条、第10条の2関係）

番号 _____

<p>緊急自動車 道路維持作業用自動車</p> <p>・指定証（届出確認証）再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p>		
再交付申請の理由		
指定証・届出確認証の交付年月日及び番号		
〔指定届出〕 に 係 る 自 動 車	用途	
	自動車の種類、車名及び型式	
	自動車登録番号若しくは車両番号又は車台番号	
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表)

駐車禁止除外指定車	番 号 第 号 発行日 年 月 日
使用中	
<u>車両番号</u>	号
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
<u>運転者の連絡先/用務先</u>	
別紙のとおり	
有効期限	年 月 日 まで
富山県公安委員会 印	

注 1 「身体の障害等を有する者で歩行が困難な者」の使用に係る標章については、「歩行困難者使用中」と記載する。「紫外線要保護者」の使用に係る標章については、「紫外線要保護者使用中」と記載し、記載した下部に「除外時間は昼間に限る」と記載する。この他の場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて、「緊急往診使用中」等、具体的な用務のため使用中であることが分かるよう記載する。

2 あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載する（特に必要があると認められる場合は、複数台記載することができる。）。

3 「身体の障害等を有する者で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、当該記載を二重線で抹消する。

4 当該車両の移動が必要となるためのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出させる。

備考 1 用紙の大きさは縦14センチメートル、横18センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色、縁の色彩は赤色とする。

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
※ 次のような駐車はできませんので注意してください。
 - (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
 - (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
 - (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条及び第49条の3第3項）
 - (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
 - (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

注 「被交付者等」には、法人については当該法人の所在地及び名称を記載する。

様式第8号の3（第6条、第11条関係）

除外標章再交付申請書		年 月 日
富山県公安委員会 殿		
住所（所在地）		
ふりがな		
氏名（名称）		
電話番号 その他の連絡先		
標章の名称		
標章番号		
標章交付年月日		
再交付申請の理由		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号の4（第6条、第11条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号（第12条の2関係）

遠隔操作型小型車通行届出番号等通知書

年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第15条の3の第3項の規定により、次のとおり通知する。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号の2 (第12条の3関係)

<p>報 告 要 求 書 資 料 提 出</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>富山県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第15条の5第1項の規定により、報告・資料の提出を求めます。</p>	
<p>報告・資料の提出 を求める理由</p>	
<p>報告を求める事項 提出を求める資料</p>	
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号の3 (第12条の3関係)

(表)

身分証明書		第 号
写 真	官 職 氏 名	54.0
<p>上記の者は、道路交通法第15条の5第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富山県公安委員会 印</p>		
85.6		

(裏)

道路交通法(抜粋)
<p>第15条の5 略</p> <p>2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第9号の4（第12条の4関係）

遠隔操作による通行に関する指示書

殿

年 月 日

富山県公安委員会 印

道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
指示事項	
指示の理由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として提起することができます。この場合において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号 (第13条関係)

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 (所在地)	
申請者 氏名 (名称)	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号の2（第13条関係）

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号の3（第13条関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号 (第13条関係) 削除

※管理 番号	警察署	安	管	部	会
-----------	-----	---	---	---	---

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

安全運転管理者を 選任、解任 } したので

届出事項 (① ③) を変更 } 住 所

お届けします。 (電話番号 - -)

② 安全 運転 管理 者	選任年月日	年 月 日	資 格 要 件	<input type="checkbox"/> ア 運転の管理経験2年以上
	フリガナ			<input type="checkbox"/> イ 公安委員会の教習終了者で運転の管理 経験1年以上
	氏名			<input type="checkbox"/> ウ 公安委員会の認定
	生年月日(年齢)	年 月 日(歳)	運転免許の有無	<input type="checkbox"/> ア 有 <input type="checkbox"/> イ 無
	職務上の地位		勤務態様	<input type="checkbox"/> ア 日勤 <input type="checkbox"/> イ 隔日 <input type="checkbox"/> ウ 他()

③ 自 動 車 の 使 用 の 本 拠	事業所の名称		副安全運転 管理者の有無	<input type="checkbox"/> ア 有(人) <input type="checkbox"/> イ 無	
	事業所の所在地	〒 -	電話番号 F A X		
	業 種 別	<input type="checkbox"/> ア 官公署 <input type="checkbox"/> イ 公社公団等 <input type="checkbox"/> ウ 農 業 <input type="checkbox"/> エ 林 業 <input type="checkbox"/> オ 漁 業 <input type="checkbox"/> カ 鉱 業 <input type="checkbox"/> キ 建設業 <input type="checkbox"/> ク 製 造 業 <input type="checkbox"/> ケ 卸・小売業 <input type="checkbox"/> コ 不動産業 <input type="checkbox"/> サ 金融・保険業 <input type="checkbox"/> シ 運輸業 <input type="checkbox"/> ス 電気・ガス業 <input type="checkbox"/> セ 通信業 <input type="checkbox"/> ソ サービス業 <input type="checkbox"/> タ その他			
	使用車 の種 類	乗 用 貨 物	大 特 小 大 二 普 二 計		
	台 数	大 中 準中 普 軽	大 中 準中 普 軽	大 特 小 大 二 普 二 計	台

④ 前安全運転管理者	解任年月日	年 月 日	氏 名	
	解任事由	<input type="checkbox"/> ア 死亡 <input type="checkbox"/> イ 退職 <input type="checkbox"/> ウ 転任 <input type="checkbox"/> エ 解任命令 <input type="checkbox"/> オ その他()		

⑤ 安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名	職 名	⑥ 変 更 前
	. . から . . まで			
	. . から . . まで			
	. . から . . まで			

備 考

◎本書(2通)のほか、次に掲げる書類各1通を添付する。

1 資格要件がアの場合…自動車の運転管理経歴書
ウの場合…安全運転管理者認定申請書

2 運転記録証明書(1箇月以内に発行されたもの)

3 住民票の写し、個人番号カード(表面)の写し又は
運転免許証(両面)の写し

《記載上の注意》

1 ※印欄は、警察署において記入すること。

2 安全運転管理者を解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安全運転管理者欄に記入することにより解任届を兼ねることとする。

3 届出事項変更の際は、変更した①又は③の欄を記載の上、⑥の欄に当該変更前の届出事項を記載すること。(ただし、使用車両の台数変更については、副安全運転管理者の選任又は解任を併行場合に届け出ること。)

※管理		警察署	副安管	安	管	部	会
番号							

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

安全運転管理者を 選任、解任 }したので

届出事項 (① ③) を変更 } 住所

お届けします。 (電話番号 - -)

② 副安全 運転 管理者	選任年月日	年 月 日		資 格 要 件	<input type="checkbox"/> ア 運転の管理経験1年以上							
	フリガナ	-----			<input type="checkbox"/> イ 運転の経験期間3年以上							
	氏 名				<input type="checkbox"/> ウ 公安委員会の認定							
	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)	運転免許の有無	<input type="checkbox"/> ア 有 <input type="checkbox"/> イ 無								
	職務上の地位			勤務態様	<input type="checkbox"/> ア 日勤 <input type="checkbox"/> イ 隔日 <input type="checkbox"/> ウ 他 ()							
③ 自 動 車 の 使 用 の 本 拠	事業所の名称					他副安全運転 管理者の有無	<input type="checkbox"/> ア 有 (人) <input type="checkbox"/> イ 無					
	事業所の所在地	〒 -				電話番号 F A X						
	業 種 別	<input type="checkbox"/> ア 官 公 署 <input type="checkbox"/> イ 公 社 公 団 等 <input type="checkbox"/> ウ 農 業 <input type="checkbox"/> エ 林 業 <input type="checkbox"/> オ 漁 業 <input type="checkbox"/> カ 鉱 業 <input type="checkbox"/> キ 建 設 業 <input type="checkbox"/> ク 製 造 業 <input type="checkbox"/> ケ 卸・小売業 <input type="checkbox"/> コ 不動産業 <input type="checkbox"/> サ 金融・保険業 <input type="checkbox"/> シ 運 輸 業 <input type="checkbox"/> ス 電気・ガス業 <input type="checkbox"/> セ 通 信 業 <input type="checkbox"/> ソ サービス業 <input type="checkbox"/> タ その他										
	使用 車 種 台 数	乗 用 車	貨 物 車	大 特	小 特	大 二	普 二	計				
	運 転 者 数	大 一 種	中 一 種	中 二 種	普 通 一 種	普 通 二 種	大 特 一 種	大 特 二 種	小 特	大 自 二	普 自 二	計
④ 前副安全運転管理者	解任年月日	年 月 日		氏 名								
	解任事由	<input type="checkbox"/> ア 死亡 <input type="checkbox"/> イ 退職 <input type="checkbox"/> ウ 転任 <input type="checkbox"/> エ 解任命令 <input type="checkbox"/> オ その他 ()										
⑤ 副 安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名	職 名	⑥ 変 更 前								
	. . から . . まで											
	. . から . . まで											
	. . から . . まで											
備 考		◎本書(2通)のほか、次に掲げる書類各1通を添付する。 1 資格要件がアの場合…自動車の運転管理経歴書 ウの場合…副安全運転管理者認定申請書 2 運転記録証明書(1箇月以内に発行されたもの) 3 住民票の写し、運転免許証(両面)の写し又はマイナ免許証に記載された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる書面 《記載上の注意》 1 ※印欄は、警察署において記入すること。 2 副安全運転管理者を解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、前副安全運転管理者欄に記入することにより解任届を兼ねることとする。 3 届出事項の変更の際は、変更した①又は③の欄を記載の上、⑥の欄に当該変更前の届出事項を記載すること。(ただし、使用車両の台数変更については、副安全運転管理者の選任又は解任を伴う場合に届け出ること。)										

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

安全運転管理者・認定書
副安全運転管理者

(氏名)

年 月 日生

道路交通法施行規則第9条の9第1項及び同条第2項に定める自動車の運転の管理に関し安全運転管理者・副安全運転管理者と同等以上の能力を有する者であることを証明します。

年 月 日

富山県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

教 習 修 了 証 明 書

（氏 名）

年 月 日生

道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転に関する
教習を修了した者であることを証明します。

年 月 日

富山県公安委員会 印

様式第16号（第19条関係） 削除

様式第17号 (第19条関係) 削除

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第6項の規定により、次の者の解任を命じます。

記

解任を命ず る安全運転 管理者又は 副安全運転 管理者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	
	年 齢	年 月 日生（ 歳）
解 任 の 理 由		
備 考	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 この命令書を受け取ったときは、受領書を切り取って、住所及び氏名を記載し、富山県警察本部交通部交通企画課へ返送してください。</p>	

（切り取り）

受 領 書

年 月 日

富山県公安委員会 殿
解任命令書 1通
上記確かに受領しました。

住 所
氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

是 正 措 置 命 令 書

年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

記

是正を命ず る自動車の 使 用 者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	
	年 齢	年 月 日生 (歳)
是正すべき 事 項		
是正の理由		
備 考	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分(1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 この命令書を受け取ったときは、受領書を切り取って、住所及び氏名を記載し、富山県警察本部交通部交通企画課へ返送してください。</p>	

(切り取り線)

受 領 書

年 月 日

富山県公安委員会 殿
是正措置命令書 1通
上記確かに受領しました。

住 所
氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

<p>安全運転管理者 教習・認定</p> <p>副安全運転管理者 認 定</p> <p style="text-align: right;">申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富 山 県 公 安 委 員 会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p>									
教習・認定を受けようとする者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">ふりがな</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">年 齢</td> <td style="text-align: right; border: none;">年 月 日 (歳)</td> </tr> </table>	ふりがな		氏 名		生年月日		年 齢	年 月 日 (歳)
ふりがな									
氏 名									
生年月日									
年 齢	年 月 日 (歳)								
勤務先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">所在地</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">名 称</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	所在地		名 称					
所在地									
名 称									
職務上の地位									
自動車の運転経験	年 月 日から 年 月 日まで								
<p>使用者の意見</p> <p>* 本欄は使用者が記載してください。</p>	<p>上記申請者は、下記の理由により当社(事業所)の安全運転管理等に適任であるので、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による安全運転管理者等の資格の認定を願います。</p> <p>(理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所において運転管理に関する業務に従事し、安全運転管理及び従業員の指導に必要な知識・能力を有する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>* 該当する□にチェックをしてください。その他の場合はチェックをした上、理由を()内に簡記してください。</p> <p>使用者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p>								
備 考									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の2（第23条関係） 削除

様式第19号の3 (第24条関係)

<p>報 告 要 求 書 資 料 提 出</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>富山県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第75条の2の2第 項の規定により、報告・資料の提出を求めます。</p>	
<p>報告・資料の提出 を求める理由</p>	
<p>報告を求める事項 提出を求める資料</p>	
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定自動運行の許可に関する意見聴取書 (甲)

殿

年 月 日
富山県公安委員会 印

年 月 日、別添1 (特定自動運行許可申請書の写し) のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車には、自動運行装置が搭載されているか。また、当該自動運行装置は、運転者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

殿

年 月 日

富山県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

備考1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

住所（法人の場合は所在地）

氏名又は名称（法人の場合は名称及び代表者の氏名）殿

不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった特定自動運行の許可申請については、道路交通法第75条の14の規定により不許可としたので通知します。

年 月 日

富山県公安委員会 印

理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の7 (第24条の3関係)

年 月 日			
富山県公安委員会 殿			
届出者の氏名又は名称及び住所			
許 可 証 返 納 届 出 書			
第1項 第3項			
道路交通法施行規則第9条の38 の規定により届出をします。			
氏名又は名称			
住 所			
許可をした 公安委員会の名称	富山県公安委員会	許可証番号	第 号
返納事由の 発生年月日	年 月 日		
返納の事由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号の8 (第24条の4関係)

<p>報 告 要 求 書 資 料 提 出</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>富山県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第75条の25第1項の規定により、報告・資料の提出を求めます。</p>	
<p>報告・資料の提出 を求める理由</p>	
<p>報告を求める事項 提出を求める資料</p>	
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表)

第 号	
身分証明書	
写 真	官 職 氏 名
<p>上記の者は、道路交通法第75条の25第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富山県公安委員会 印</p>	

54.0

85.6

(裏)

道路交通法(抜粋)
第75条の25 略
2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

特定自動運行に関する指示書

殿

年 月 日

富山県公安委員会 印

道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として提起することができます。この場合において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日

富山県公安委員会 印

道路交通法の規定により、別添（
の写し）のとおり、
を行う
ことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

富山県公安委員会 殿 運転免許特別(受験)申請書															年 月 日		
資料区分	20	51	52	53	54	55	56	57	A1	A3	A5	A7				TEL	
フリガナ									生年月日	年 月 日		1	2				
氏名															写真貼付	受験種目	
本籍(国籍)															照合印		
住所	富山県 市 町 村																
免許証番号																	
受験免種	11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34		
	大型	中型	準中型	普通	大特	大特	小特	原付	けん引	けん引	運	運	運	運	運		
条件コード																	
試験事項	裸眼			矯正			遠力		視野		深視力						
	区分	第二種 大・中・小 けん引	原小	付特	その他	第二種 大・中・小 けん引	原小	付特	その他	左		1回		右		2回	
	左	0.5	0.1	0.3	コンタクト	0.5	0.1	0.3	通否			度				度	cm
	右	0.5	0.1	0.3	眼鏡	0.5	0.1	0.3				度				度	cm
	两眼	0.8	0.5	0.7		0.8	0.5	0.7				度				度	cm
身体状況																	
失効免許	交付年月日											交付					
	照会番号											公安委員会					
変更時のみ	旧氏名											旧生年月日					
	旧住所											大正	昭和	平成			
												2	3	4			
失効年	特定失効区分										やむを得ずの理由				外免 有・無		
	① 申請、交付後5年以内 の交付を要す	② 期間もやむを得ず	③ うっかり	④ 6ヵ月経過	⑤	病 気	身体障害	海 外	その他								

この申請書は、コンピュータ処理しますので、折り曲げたり汚したりしないでください。

(裏面)

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 □はい □いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 □はい □いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 □はい □いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 □はい □いいえ
・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 □はい □いいえ

富山県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏 名

(注意事項)

1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取消され若しくは停止されることはありません。

(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)

2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。

3 提出しない場合は手続きができません。

運転免許受験手数料確認書

富山県公安委員会 殿

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

注
太枠内をボールペンで記入してください。

資料区分	J M 免除登録	J K 結果登録					受験者番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	受験種別									
	生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日	性別	男 1	女 2							
フリガナ												TEL											
氏名																							
本籍・国籍																	現有免許						
住所																							
受けようとする免許の種類 (数字を0で囲む)	11 大型	18 中型	19 準中型	12 普通	13 大特	21 大自一	22 普一	23 準自一	15 小特	16 原付	17 けん引	31 大自二	38 中自二	32 普二	33 大特二	34 けん引三	01 大仮	08 中仮	09 準中仮	02 普仮	免許記の記載事項等 変更の有無		
条件 (コード)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	有・無		

確認者	<input type="text"/>
-----	----------------------

第 号

試 験 委 員 指 定 書

富山県警察本部交通部運転免許センター
職 名 階 級
氏 名

上記の者を、富山県道路交通法施行細則第30条の規定による試験委員として指定する。

年 月 日

富 山 県 公 安 委 員 会

様式第21号（第36条関係）

運 転 免 許 試 験 合 格 取 消 通 知 書			
住所		年 月 日	
殿			
富山県公安委員会 印			
道路交通法第97条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり運転免許試験の合格決定を取り消します。			
受験年月日		免許種別	
免許証交付年月日		免許証番号	
合格決定取消年月日及びその理由	取消年月日 年 月 日 理 由		

- 注 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運 転 免 許 試 験 受 験 停 止 通 知 書

年 月 日

住所

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第97条の3第3項の規定に基づき、下記のとおり運転免許試験の受験を停止したので通知します。

受 験 年 月 日		免 許 種 別	
免 許 証 交 付 年 月 日		免 許 証 号 免 番 号	
試験停止処分	試験停止処分年月日 年 月 日		
決定年月日及びその理由	理 由		
受 験 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日までの か月間		

- 注 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

限定解除審査手数料確認書

富山県公安委員会 殿

年 月 日

注 太枠内をボールペンで記入してください。	生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4	□□	年	□□	月	□□	日	性別	男 1	女 2	受験種別
	フリガナ													
	氏名													
	TEL													
	本籍・国籍													
	住所													
	限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件													
免許証の記載事項等の変更の有無	有 ・ 無													

確認者

新規 (併記) 運転免許証交付手数料納入書

富山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所												自宅、勤務先 TEL ()			
氏 名							性 別		照 会 番 号						
							男 ・ 女								
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日											
	2	3	4												
免 許 種 別															
大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 一	普 自 一	限 自 一	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
手 数 料															

受領印	
-----	--

記 載 事 項 変 更 届

富山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ			届 出 日
氏 名			年 月 日
届 出 者 <small>(代理人申請の場合)</small>		続柄	電話番号

記 載 事 項 変 更	フリガナ			新 生 年 月 日
	新 氏 名			年 月 日
	新 本 籍 (国籍)			
	新 住 所			
確 認 書 類 住 民 票 ・ 郵 便 物 ・ 保 険 証 ・ マ イ ナ ン バ ー カ ー ド ・ そ の 他 ()				
免許情報記録の番号	第	号	特定免許情報の 記録等年月日	年 月 日
記録等公安委員会	公安委員会		免許情報記録の 有効期限の末日	年 月 日

受 理 場 所
処理欄 申請前：免許証・マイナ
IC未済 窓口担当 最終確認

※IC未済の場合、「IC未済」を○で囲む

様式第24号の2 削除

運転免許証再交付申請書

富山県公安委員会 殿

資料区分	再交付	県内	県外	申請日	年 月 日		
	59						
フリガナ				電話番号			
氏名							
生年月日		大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日		
本籍							
住所							
変更する方のみ	フリガナ						
	新氏名						
	新本籍						
新住所							
運転免許証亡失状況等申立書 (免許証引替の方は不要です。)							
私は、下記状況により、運転免許証を亡失しました。 再交付を受けた後、亡失した免許証が見つかったときは、速やかに返納します。							
<input type="checkbox"/> なくした <input type="checkbox"/> 盗難にあった <input type="checkbox"/> その他()							
いつどこで	日付	年 月 日 (~ 年 月 日の間)					
	場所	(~)の間					
※まったくわからない場合は「不明」と記入してください。							
暗証番号①				暗証番号②			
(数字を記入)				(数字を記入)			
暗証番号③							
(数字を記入)							
マイナの効力	有効 ・ 失効		マイナ免許証紛失等の事情の有無		有 ・ 無		
免許情報記録の番号	第	号	特定免許情報の記録等年月日		年 月 日		
記録等公安委員会	公安委員会		免許情報記録の有効期限の末日		年 月 日		

「 」
写真
貼付欄
「 」

現に受けている免許							
免番							
年 月 日							
交付	年 月 日						
有効	年 月 日						
条件							
種類	大	中	準	普	大	大	普
	型	型	型	通	特	自	自
再交付理由	小	原	大	中	普	大	引
	特	付	二	二	二	二	二
再交付理由	1 亡失	2 盗難	3 焼失	4 滅失			
	5 汚損	6 破損	7 記変・条変				
	8 写真	9 その他	A 再記録				
確認書類	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 郵便物						
	<input type="checkbox"/> 住民票 (<input type="checkbox"/> 添付)						
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード						
	<input type="checkbox"/> その他 ()						
処理欄							
申請前：免許証・マイナ							
申請後：免許証・マイナ							
IC未済		窓口担当		最終確認			

運転免許証更新申請書

(兼講習受講申込書)

富山県公安委員会 殿

番号

写真 貼付欄

資料区分	更新 36	特例等 32	同時 59	申請日	年 月 日
------	----------	-----------	----------	-----	-------

フリガナ		電話番号
氏名		

暗証番号① (数字を記入)	暗証番号② (数字を記入)	暗証番号③ (数字を記入)
------------------	------------------	------------------

※暗証番号は免許証を保護するものです。

※太線の枠内に記入してください。

確認書類

住民票・住民票添付・郵便物・保険証・マイナンバーカード・その他

記載事項変更	フリガナ				新生年月日		
	新氏名				年 月 日		
	新本籍						
	新住所						
視 力				検査印	条 件		
裸眼	左	右	両	・ ・			
眼鏡	コンタクト	左	右	両			
視野・深視力	適・否	聴力	適・否				
免許AP搭載結果			オンライン講習			オンライン講習顔照合	
マイナの効力	有効 ・ 失効		マイナ免許証紛失等の事情の有無	有 ・ 無			
免許情報記録の番号	第	号	特定免許情報の記録等年月日	年 月 日			
記録等公安委員会	公安委員会		免許情報記録の有効期限の末日	年 月 日			

受理場所

処理欄		
申請前：免許証・マイナ		
申請後：免許証・マイナ		
IC未済	窓口担当	最終確認

再区分	失区分
-----	-----

身体の状況
右 左


様式第25号の2 (第43条関係) 削除

様式第25号の3 (第43条の2関係)

運転免許証更新申請書 (経由地)		年 月 日
公安委員会 殿		
フリガナ		
氏名		
生年月日	年 月 日	
連絡先電話番号		

(運転免許証の写し)

住所地の県の手数料

(係員にお渡し下さい。)

暗証番号① (数字を記入)	暗証番号② (数字を記入)	暗証番号③ (数字を記入)
------------------	------------------	------------------

免許AP搭載結果	講習区分	オンライン講習	オンライン講習顔照合
マイナの効力	有効 ・ 失効	マイナ免許証紛失等の事情の有無	有 ・ 無
免許情報記録の番号	第 号	特定免許情報の記録等年月日	年 月 日
記録等公安委員会	公安委員会	免許情報記録の有効期限の末日	年 月 日
経由地公安委員会への免許証返納の有無	有 ・ 無	経由地公安委員会における免許情報記録の書き換えの有無	年 月 日

郵送希望 有 ・ 無

適性検査結果・更新時講習受講結果 年 月 日	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

視力				検査印
裸眼		左	右	. . .
眼鏡	コンタクト	左	右	
視野・深視力		適・否	聴力	

更新時講習受講結果	
-----------	--

経由更新・更新時講習受講手数料納付書

年 月 日

フリ がナ	
氏名	

経由手数料欄	
--------	--

更新時講習 受講手数料欄	
-----------------	--

※ 高齢者講習を受講済の方は、受講手数料不要です。

処理欄

臨時適性検査通知書

第 号
年 月 日

住所

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を次のとおり実施するので通知します。

臨時適性検査の通知（運転免許の保留）

なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、

運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）

を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- ※ 上記期日までに臨時適性検査（富山県公安委員会が認定する専門医による診察）を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。
- ※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係
住所 富山県富山市高島62番地1
電話 076-441-2211（代）
076-451-2140

臨時適性検査通知書

第 年 月 日 号

住所

殿

富山県公安委員会 印

第4項

道路交通法第102条 に規定する適性検査を次のとおり実施するので通知します。

第5項

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の

取 消 し

の処分を受けることとなります。

効力の停止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ 上記期日までに臨時適性検査（富山県公安委員会が認定する専門医による診察）を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。

※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係
住所 富山県富山市高島62番地1
電話 076-441-2211 (代)
076-451-2140

臨時適性検査通知書(仮運転免許)

第 年 月 日 号

住所

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を次のとおり実施するので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

※ 上記期日までに臨時適性検査(富山県公安委員会が認定する専門医による診察)を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。

※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係
住所 富山県富山市高島62番地1
電話 076-441-2211(代)
076-451-2140

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)

第 年 月 日 号

住所

殿

富山県公安委員会 印

第4項
道路交通法第102条 に規定する適性検査を次のとおり実施するので通知します。
第5項

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- ※ 仮運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- ※ 上記期日までに臨時適性検査（富山県公安委員会が認定する専門医による診察）を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。
- ※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係
住所 富山県富山市高島62番地1
電話 076-441-2211 (代)
076-451-2140

臨時適性検査通知書 (国際運転免許等)

第 年 月 日
号

住所

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を次のとおり実施するので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- ※ 上記期日までに臨時適性検査 (富山県公安委員会が認定する専門医による診察) を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を富山県公安委員会に提出した場合には、この通知による臨時適性検査を受ける必要はありません。
- ※ この通知について不明な点がある場合には、富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係までお問い合わせください。

富山県警察本部交通部運転免許センター適性相談係
住所 富山県富山市高島62番地1
電話 076-441-2211 (代)
076-451-2140

りんじてきせいけんさつうちしょ
臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

富山県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第1項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

運転免許の

処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由となった認知機能検査等の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

- ※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
- ※ 診断書を提出する場合は、富山県警察本部運転免許センターに提出してください。
- ※ この通知について、不明な点がある場合には、富山県警察本部運転免許センターまでお問い合わせください。

住所
電話

臨時適性検査受検申出書				
富山県公安委員会 殿		年 月 日		
住所 申出者 氏名				
現に受けている免許	交付公安委員会	公安委員会		
	免許証番号 又は免許情報記録番号	第	号	
	交付年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
	免許種別		免許の条件	
臨時適性検査 の 受検申出理由	(This area is intentionally left blank for the applicant to provide details of the temporary fitness test application reasons.)			

年 月 日

適性検査受検命令書

住所

富山県公安委員会

道路交通法第 条第 項の規定により、下記の通り適性検査の受検を命じます

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、

運転免許の の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

診断書提出命令書

富免第 号
年 月 日

住所

様

富山県公安委員会 印

第90条第8項
道路交通法第 第102条第4項 の規定により、下記の通り、道路交通法施行規則
第103条第6項

第18条の4第2項

第29条の3第4項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

第29条の5第2項

拒否

保留

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

取消し

効力の停止

の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
その他必要な事項	
備考	

※ 診断書について道路交通法施行規則第18条の4第2項、第29条の3第4項又は第29条の5第2項に規定する要件とは主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されていることです。

年 月 日

富山県公安委員会 殿

道路交通法第 101 条の 6 第 1 項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

患 者	住 所		
	フリガナ		男・女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

※ この様式を E-mail に添付して届出る場合は、PDF ファイルに変換してから送信してください。

運転免許センター長	副センター長	科 長	係
署 長	副署長・次長	課 長	係

届 出 受 理 書

年 月 日

運転免許センター長 殿

所属
職名
氏名

道路交通法第101条の6第1項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分
受 理 者	所属 センター・課・署 職名 氏名
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他()
届 出 医 師	住 所
	氏 名
	医療機関名 電話 ()
	確認方法 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()
患 者	住 所
	氏 名 男 ・ 女
	生年月日 年 月 日 (歳)
受理内容 (・病名) (・症状)
措 置 状 況	

年 月 日

富山県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)

(回答書送付先)

医療機関名	
所在地	〒 -
電話番号	

※ この様式を E-mail に添付して送信する場合は、PDF ファイルに変換してから送信してください。

運転免許センター長	副センター長	科 長	係
署 長	副署長・次長	課 長	係

確 認 要 求 受 理 書

年 月 日

運転免許センター長 殿

所属
職名
氏名

道路交通法第101条の6第2項に基づく確認を求められたので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分		
受 理 者	所属	センター・課・署	職名 氏名
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他()		
要 求 医 師	住 所		
	氏 名		
	医療機関名	電話	()
	確認方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
患 者	住 所		
	氏 名		性 別 男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)	
受 理 内 容	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		
運 転 免 許 保 有 状 況	対象者に係る運転免許は、年 月 日現在、 <input type="checkbox"/> 保有している。(種別 有効) <input type="checkbox"/> 保有していない。 但し、仮運転免許証を受けた者であるかは不明である。		

回 答 書

年 月 日

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第 101 条の 6 第 2 項に基づき、下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所			
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
運転免許の有無	対象者は、 年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けたものではない。 但し、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。			

(備考)

この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法(明治40年法律第45号)第134条(秘密漏示)が適用されます。

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、下記のとおりあなたの
運転免許の効力停止処分を、 年 月 日付けで解除したので通知
します。

年 月 日

富山県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
免許証番号 又は 免許情報記録番号	第 号 年 月 日 富山県公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第 103 条第 1 項第 号に該当しないこ とが明らかになったため

弁 明 通 知 書

殿

年 月 日

富山県公安委員会 印

あなたに対する道路交通法第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第 104 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、処分を受けた日から起算して 5 日以内に、下記の場所で弁明することができます。

なお、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

弁明することができる場所	富山県警察本部交通部運転免許センター 又は 警察署
--------------	---------------------------------

(裏面)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
- 2 あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出して下さい。
- 3 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定した日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、主宰者の許可を得て下さい。
- 4 弁明は、指定された日までに行って下さい。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、富山県警察本部交通部運転免許センター又は処分を受けた警察署に申し出て下さい。
- 5 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。

診 断 書 提 出 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所

殿

富山県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許

こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、富山県警察本部運転免許センター高齢運転者支援係までお問い合わせください。

富山県警察本部運転免許センター高齢運転者支援係
住所 富山市高島6番地1
電話 076-441-2211

運転免許条件申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
付与を受けようとする条件	
変更を受けようとする条件	
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

限定解除審査の結果	
免許証の写し	

登録票

氏名・生年月日	年 月 日
本籍・国籍	
住 所	
交 付	年 月 日
条件等	
免許証番号	
免許年月日	年 月 日
第一種免許 二・小・原 その他	年 月 日
第二種免許	年 月 日
有無	
免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 けん 大 中 普 大 引 型 型 中 通 特 自 二 特 引 型 型 通 特 二

富山県公安委員会 殿

運転免許取消申請書

資料区分	全部	更新同時	経歴	申請日	年 月 日
	94	39-58	36-B9		

写真
貼付欄

フリガナ		電話番号
氏名		

(免許証のコピー)

※太線の枠内に記入してください。

【 返納される方 】

<input type="checkbox"/> 運転免許証を返納します。	理由	<input type="checkbox"/> 運転しない <input type="checkbox"/> 身体機能低下 <input type="checkbox"/> 家族のすすめ <input type="checkbox"/> その他()	運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 不要
---------------------------------------	----	--	---------	---

	大	中	準	普	大	大	普	小	原	大	中	普	大	け	け	
取り消す免許	型	型	中	通	特	自	自	特	付	二	二	通	特	ん	ん	<input type="checkbox"/> せん孔交付 <input type="checkbox"/> 亡失 処理欄 申請前：免許証・マイナ 申請後：免許証・マイナ
	11	18	19	12	13	21	22	15	16	31	38	32	33	17	34	
受けたい免許	大	中	準	普	大		普	小	原		中	普		け		
	型	型	中	通	特		自	特	付		中	通		ん		
	11	18	19	12	13		22	15	16		38	32		17		

摘要	<input type="checkbox"/> 代理申請	<input type="checkbox"/> 住所など変更あり	備考
マイナの効力	有効 ・ 失効		マイナ免許証紛失等の事情の有無
			有 ・ 無
免許情報記録の番号	第	号	特定免許情報の記録等年月日
			年 月 日
記録等公安委員会		公安委員会	免許情報記録の有効期限の末日
			年 月 日

受 理		
所属		
担当		
点検	最終	

--	--

(裏面)

【住所などに変更がある方】

変更内容	
新住所	
その他	
本人確認書類 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他()	

富山県公安委員会 殿		運転経歴証明書交付申請書	
手数料		申請日	年 月 日
		番号	
		郵送	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

マイナの効力	有効 ・ 失効	マイナ免許証紛失等の事情の有無	有 ・ 無
免許情報記録の番号	第 号	特定免許情報の記録等年月日	年 月 日
記録等公安委員会	公安委員会	免許情報記録の有効期限の末日	年 月 日

暗証番号③ (数字を記入)				
------------------	--	--	--	--

【運転免許証を亡失されている方】

運転免許証亡失状況申立書	
私は、下記の状況により、運転免許証を亡失しました。	
<input type="checkbox"/> なくした <input type="checkbox"/> 盗難にあった <input type="checkbox"/> その他()	
いつどこで	日付 年 月 日 (~ 年 月 日 の間)
	場所 (~ の間) <small>※まったくわからない場合は「不明」</small>
本人確認書類 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()	

運転経歴証明書(交付・再交付) 申請書

富山県公安委員会 殿

資料区分	36-B9	申請日	年 月 日
フリガナ			電話番号
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日	

写真
貼付欄

※太線の枠内に記入してください。

記載事項変更	フリガナ								
	氏名								
	住所								
	生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	性別	男
確認書類	住民票・郵便物・保険証・マイナンバーカード・その他()								
備考									

受理場所		

再交付理由	亡失	盗難	焼失
	1	2	3
	滅失	汚損	破損
	4	5	6
	記変	写真	その他
	7	8	9

処理欄

登録番号

登録日	年 月 日
-----	-------

窓口担当者	最終確認

(裏面)

運 転 経 歴 証 明 書 亡 失 等 て ん 末 書						
期 間	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	までの間
場 所 (区 間)						
状 況	<input type="checkbox"/> 上記場所で落としたと思われる。 <input type="checkbox"/> 上記場所を探したが見当たらない。 <input type="checkbox"/> 盗難にあった。 <input type="checkbox"/> 上記以外					
届 出	有・無	年	月	日	届出先	
<p>再交付の理由については、上記記載の事実間違いありません。なお、私は、 運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転経歴証 明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは知っております ので、これに違反しないことを誓います。</p>						

安全運転相談申出書			
		年 月 日	
富山県公安委員会 殿			
氏名			
申出者記入欄	住 所	(〒)	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	電話番号	自宅 携帯	
	該当するものに○を付けてください。		
	相談目的	受験 (失効を含む) ・ 更新 ・ 入校 (自校) ・ その他 ()	
	相談理由	1	過去5年以内において、病気 (病気の治療に伴う症状を含みます。) を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
		2	過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
		3	過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
		4	過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体内アルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒を控えるよう助言をうけているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
5		病気を理由として、医師から、運転免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている	
6		その他 ()	
申出方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> その他 () 受理時間 時 分		
申出内容	[]		
指 示 事 項 等			
一定の病気に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
ESSテスト (3番該当者対象)	<input type="checkbox"/> 実施した (点) <input type="checkbox"/> 実施していない		
診断書提出の指示	<input type="checkbox"/> 指示した <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 指示しなかった ()		
過去の安全運転相談の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
本人確認資料	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備 考			
対 応	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 継続 (月 日来庁予定) <input type="checkbox"/> その他 ()		

※太枠内は自書 (自書できない場合は代書可)

運 転 免 許 証 等 返 納 届			
富 山 県 公 安 委 員 会 殿		年 月 日	
届出者 氏 名			
免許証等の名義人との関係 ()			
連絡先			
対 象 <small>(該当項目に☑)</small>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 国外免許証 <input type="checkbox"/> 免許情報記録 (マイナンバーカード) <input type="checkbox"/> 運転経歴情報 (マイナンバーカード) <small>※ 記録抹消の場合は免許情報記録抹消届を併せて作成</small>		
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
免許種別 <small>(該当項目に☑)</small>	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 小特 <input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> その他 ()		
免許証 番号等	免許証番号、免許情報記録番号、運転経歴証明書番号又は運転経歴情報記録番号		
返納の 理 由 <small>(該当項目に☑)</small>	<input type="checkbox"/> 失効 有効年月日が土・日・祝日・年末年始の場合 は直後の平日	<input type="checkbox"/> 国外免許証の有効期限切れ 1年間	
	<input type="checkbox"/> 紛失した免許証等の発見	<input type="checkbox"/> 国外免許証の有効期限内返納	
	<input type="checkbox"/> 不要となった運転経歴証明書の返 納又は運転経歴情報の抹消	<input type="checkbox"/> 再試験に係る取消し	
	<input type="checkbox"/> 死亡 (死亡年月日を記載 年 月 日) 証明書類 <input type="checkbox"/> 死亡診断書等 <input type="checkbox"/> 死亡記事 <input type="checkbox"/> 会葬礼状 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 証明書類なし (死亡場所等状況を記載)		
<input type="checkbox"/> その他			
		所 属	取扱者
		チェック	

注 死亡証明書類がない場合は、返納届者の身分証明書等をコピーする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号 削除

整理番号

安全運転管理者講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

所属事業所の名称

所属事業所の所在地

安全運転管理者

ふりがな
氏 名

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習を受けたいので、手数料を添えて申し込みます。

講習種別	安全運転管理者
講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分
講習場所	
手数料	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第29号の2（第47条関係）

整理番号

副安全運転管理者講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

所属事業所の名称

所属事業所の所在地

副安全運転管理者

ふり がな
氏 名

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習を受けたいので、手数料を添えて申し込みます。

講習種別	副安全運転管理者
講習日時	年 月 日 時 分～ 時 分
講習場所	
手数料	

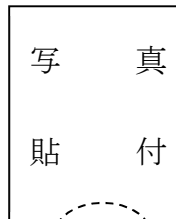
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第29号の3 (第48条関係)

<p>取消処分者講習受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 又は 殿 指定講習機関名</p> <p style="text-align: right;">申込者 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生</p> <p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる取消処分者講習を受講したいので、講習手数料及び関係書類を添えて申し込みます。</p>	
希望する講習区分	<input type="checkbox"/> 一般取消講習 (月 日・ 月 日) <input type="checkbox"/> 飲酒取消講習 (月 日・ 月 日)
希望する学級	<input type="checkbox"/> 四輪 (<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 二輪 (<input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/>)
欠格期間満了日	年 月 日
取消時に取得していた免許の種類	第一種免許
	第二種免許
仮運転免許証交付	<input type="checkbox"/> 有 (有効期限 年 月 日) <input type="checkbox"/> 条件 (<input type="checkbox"/> AT <input type="checkbox"/> 眼鏡) <input type="checkbox"/> 無
講習手数料	円
申 込 書 類	<input type="checkbox"/> 本籍記載の住民票 <input type="checkbox"/> 仮運転免許証 <input type="checkbox"/> 写真 3 枚 <input type="checkbox"/> 取消処分者講習通知書 <input type="checkbox"/> 運転免許取消し処分書
	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">写真貼付</td> </tr> </table>
写真貼付	

- 備考 1 免許の種類及び希望する講習欄は、該当する□に✓印を付けてください。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号



打出印

取消処分者講習終了証明書

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる取消処分者講習を終了したことを証明する。

年 月 日

富山県公安委員会



又は

指定講習機関

管理者



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

取消処分者講習終了報告書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

指定講習機関
管理者

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる

取消処分者講習 一般取消講習 を 年 月 日に終了したので、
 飲酒取消講習

取消処分者講習終了証明書の写しを添えて報告する。

番号	ふりがな 受講者氏名	生年月日	住 所	講習指導員名

備考

様式第30号（第49条関係）

停止処分者講習受講申込書		年 月 日
富山県公安委員会 殿		
申込者 住所 氏名		
道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する停止処分者講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。		
免許種別	第一種免許	第二種免許
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 中 中 自 自 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 引	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 け 型 型 通 特 引 引
行政処分	処分の理由	処分の期間
	<input type="checkbox"/> 免許の保留 <input type="checkbox"/> 免許の停止 <input type="checkbox"/> 自動車等の運転禁止	日
講習手数料		

- 備考 1 免許種別及び行政処分欄は、該当する□に✓印を付けてください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

運転免許保留期間短縮通知書

住 所

氏 名

道路交通法第90条第12項の規定により、運転免許の保留期間を 日間短縮し、 年 月 日までとしたので通知します。

年 月 日

富山県警察本部長印

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

運転免許効力停止期間短縮通知書

第 号
（ ）

殿

道路交通法第103条第10項の規定に基づき、運転免許の効力の
停止期間を 日短縮し、 年 月 日までと
したので通知します。

年 月 日

富山県警察本部長

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から翌日から起算して1年以内に経過したときは、当該審査請求することができません。
- 2 この処分について不服があるときには、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

第 号

自動車等運転禁止期間短縮通知書

住所

氏名

道路交通法第107条の5第3項の規定により、自動車等の運転禁止期間を
日間短縮し、 年 月 日までとしたので通知します。

年 月 日

富山県公安委員会印

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第33号の2（第50条関係）

大型車・中型車・準中型車・普通車講習受講申込書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 申込者 住 所 氏 名 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。	
講 習 種 別	<input type="checkbox"/> 大型車講習 <input type="checkbox"/> 中型車講習 <input type="checkbox"/> 準中型車講習 <input type="checkbox"/> 普通車講習
申 込 者	住 所
	氏 名 生年月日 年 月 日生（ 歳）
※ 講 習 日 及 び 講 習 時 間	
※ 受 講 場 所	
講 習 手 数 料	

- 備考
- 1 受講する講習種別の該当する□に✓印を付けてください。
 - 2 住所、氏名及び生年月日は、明瞭に楷書で記載してください。
 - 3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第33号の3（第51条関係）

<p>大型二輪車・普通二輪車講習受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申込者 住 所 氏 名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第5号に規定する講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>		
講 習 種 別	<input type="checkbox"/> 大型二輪車講習 <input type="checkbox"/> 普通二輪車講習	
申 込 者	住 所	
	氏 名 生年月日	年 月 日生（ 歳）
※ 受講日時 及び時間		
※ 受 講 場 所		
講 習 手 数 料		

- 備考 1 受講する講習種別の該当する□に✓印を付けてください。
- 2 住所、氏名及び生年月日は、明りょうにかい書で記載してください。
- 3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 33 号の 4 (第 52 条関係)

<p>応急救護処置講習受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(1 種) (2 種)</p> <p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する応急救護処置講習 を受講 したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>		
申 込 者	住 所	
	氏 名 生年月日	年 月 日生 (歳)
※ 受 講 日 及 び 時 間		
※ 受 講 場 所		
講 習 手 数 料		

- 備考
- 1 受講する講習区分に○印を付けてください。
 - 2 住所、氏名及び生年月日は、明りょうにかい書で記載してください。
 - 3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第34号（第53条関係）

原 付 講 習 受 講 申 込 書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申込者
住 所
氏 名

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する原付講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

講 習 手 数 料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第34号の2（第53条の2関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">旅 客 車 講 習 受 講 申 込 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">申込者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0;">道路交通法第108条の2第1項第7号に規定する旅客車講習を受講したいので手数料を添えて申し込みます。</p>		
講習種別	<input type="checkbox"/> 大型旅客車 <input type="checkbox"/> 中型旅客車 <input type="checkbox"/> 普通旅客車	
申込者	住 所	
	氏 名 生年月日	年 月 日生（ 歳）
※ 受講日 及び時間		
※ 受講場所		
講習手数料		

- 備考 1 受講する講習種別の該当する□に✓印を付けてください。
- 2 住所及び氏名及び生年月日は、明りょうにかい書で記載してください。
- 3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第35号（第54条関係）

<p>指定自動車教習所職員講習受講申込書</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p>教習所名 氏 名</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所の職員に対する講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>	
講習種別	副 管 理 者 教 習 指 導 員 技 能 検 定 員
講習日時	
講習場所	
手 数 料	

注 「講習種別」欄は、受講区分を○印で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

初 心 運 転 者 講 習 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

富山県公安委員会 印

道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習を下記のとおり実施いたしますので、通知します。

なお、初心運転者講習は、この通知書を受けてから1箇月以内に限って受けることができます。やむを得ない理由なく初心運転者講習を受けない場合は、再試験を受けなければならないこととなります。

初心運転者 講習を行う 理由	
初心運転者 講習に係る 免許の種類	
初心運転者 講習の日時 ・場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 36 号の 2 (第 55 条関係)

<p>初心運転者講習受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申込者 住 所 氏 名</p> <p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する初心運転者講習を受けたいので、通知手数料を添えて申し込みます。</p>														
<p>受 免 許 種 別</p>	<p><input type="checkbox"/> 準中型</p> <p><input type="checkbox"/> 普 通</p> <p><input type="checkbox"/> 大自二</p> <p><input type="checkbox"/> 普自二</p> <p><input type="checkbox"/> 原 付</p>													
<p>免許証交付年月日</p> <p>年 月 日</p>														
<p>免 許 証 番 号</p>	<p>第 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 号</p>													
<p>免 許 情 報 記 録 番 号</p>	<p>第 _____ 号</p>													
<p>通 知 手 数 料</p>	<p> </p>													
<p>備 考</p>	<p> </p>													

- 備考
- 1 富山県手数料条例第 3 条に規定する講習手数料については、別途納入してください。
 - 2 受講する免許種別の該当する□に✓印を付けてください。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 号

初心運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

講習の種類	
-------	--

あなたは、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了したことを証します。

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 名 印

初心運転者講習結果報告書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

指定講習機関
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する講習を
年 月 日に終了したので報告する。

整 理 番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	講 習 の 種 類	免許証番号	講 習 指 導 員 名	効 果 測 定 結 果	終 了 証 書 番 号
					免許情報記録番号			
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原付			優良可	
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原付			優良可	
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原付			優良可	
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原付			優良可	
			男・女	準中型 普通 大自二 普自二 原付			優良可	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 38 号の 2 (第 56 条の 2 関係)

<p>高齢者講習受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 氏 名</p> <p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する高齢者講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>	
<p>(運転免許証又は免許情報記録個人番号カード 表) (運転免許証 裏) (ただし、裏面記載のある場合に限る。)</p>	
受 講 者 区 分	<input type="checkbox"/> 高齢者講習 <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習
講 習 種 別	<input type="checkbox"/> 四 輪 <input type="checkbox"/> 大 特、二 輪、原 付、小 特
※ 実 車 指 導	有 ・ 無
※ 受 講 場 所	
講 習 手 数 料	

- 備考 1 受講者区分及び講習種別欄の□印に✓を付けてください。
 2 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
 3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定任意高齢者講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申込者 住 所
氏 名

運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条に規定する特定任意高齢者講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

(運転免許証又は免許情報記録個人番号カード 表)

(運転免許証 裏)

(ただし、裏面記載のある場合に限る。)

講習種別	<input type="checkbox"/> 四 輪 <input type="checkbox"/> 大特、二輪、原付、小特
※実車指導	有 ・ 無
※受講場所	
手 数 料	

- 注
- 1 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
 - 2 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

認知機能検査申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申込者 住所
氏 名

下記の認知機能検査を申し込みしたいので、手数料を添えて申し込みます。

(運転免許証又は免許情報記録個人番号カード 表)

(運転免許証 裏)
(ただし、裏面記載のある場合に限る。)

検査区分

更新時認知機能検査 臨時認知機能検査 任意

※受検場所

手数料

運転技能検査申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申込者 住 所
氏 名

道路交通法第 101 条の 4 第 3 項に規定する運転技能検査を受検したいので、手数料を添えて申し込みます。

(運転免許証又は免許情報記録個人番号カード 表)

(運転免許証 裏)
(ただし、裏面記載のある場合に限る。)

免許種別	<input type="checkbox"/> 第一種免許	<input type="checkbox"/> 第二種免許
※受検場所		
手 数 料		

- 注
- 1 免許種別欄の□印に✓を付けてください。
 - 2 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
 - 3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 38 号の 6 (第 56 条の 5 関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">違反者講習受講申込書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申込者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0;">道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する違反者講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>		
通知書番号	No.	
免許種別	第 一 種 免 許	第二種免許
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 中 自 自 ん 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 け 型 型 通 特 引
講習区分	<input type="checkbox"/> 社会参加活動を含む講習 <input type="checkbox"/> 社会参加活動を含まない講習	
手 数 料	講習手数料	
	通知手数料	

- 備考 1 免許種別及び受講する講習区分欄の、□に✓印を付けてください。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 38 号の 7 (第 56 条の 6 関係)

<p>更新時講習受講申込書 (特別受験申請者)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所 氏 名</p> <p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する更新時講習を受講したいので、 手数料を添えて申し込みます。</p>	
講習区分	<input type="checkbox"/> 違反運転者講習 <input type="checkbox"/> 優良運転者講習 <input type="checkbox"/> 一般運転者講習 <input type="checkbox"/> 初回更新者講習
講習手数料	

備考 講習区分欄は、該当する□に✓印を付ける。

認知機能検査員講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

運転免許に係る講習等に関する規則第 4 条第 2 項第 1 号ロに規定する認知機能検査員講習を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日 (歳)

※ 講習項目を一部免除する者は、高齢者講習指導員補充講習終了証等の疎明資料を添付すること。

手 数 料	
-------	--

- 備考 1 住所、氏名及び生年月日は、明瞭に楷書で記載してください。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

委 嘱 状

<p>(氏名)</p> <p style="text-align: right;">殿</p>
<p>道路交通法第108条の29第 1 項の規定により、地域交通安全活動推進委員</p> <p>に委嘱します。</p> <p>任期及び活動区域は、次のとおりです。</p> <p>任 期 年 月 日から 年 月 日までの間</p> <p>活動区域 警察署管轄区域</p>
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富山県公安委員会 印</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

解 嘱 状

<p>(氏名)</p> <p style="text-align: right;">殿</p>
<p>道路交通法第108条の29第5項第 号の規定により、 年 月</p> <p>日をもって地域交通安全活動推進委員を解嘱します。</p>
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富山県公安委員会 印</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に、特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	年 月 日 午前 時 分から 午後

様式第 41 号の 2 (第 56 条の 8 関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申込者

住 所

氏 名

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に規定する特定小型原動機付自転車
運転者講習の受講命令があったので、講習手数料を添えて申し込みます。

※講習日時

※講習場所

講習手数料

備考 1 申込者は、※欄の講習日時、講習場所は記入しないでください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第 108 条の 2 第 1 項
第 15 号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明
する。

年 月 日

富山県公安委員会

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

富山県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に、自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	年 月 日 午前 時 分から 午後

様式第 41 号の 6 (第 56 条の 9 関係)

<p>自転車運転者講習受講申込書</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p>申込者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 16 号に規定する自転車運転者講習の受講命令があったので、講習手数料を添えて申し込みます。</p>	
※講習日時	
※講習場所	
講習手数料	

- 備考 1 申込者は、※欄の講習日時、講習場所は記入しないでください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

富山県公安委員会

様式第 41 号の 9 (第 56 条の 10 関係)

若年運転者講習受講申込書		
年 月 日		
富山県公安委員会 殿		
申込者 住 所 氏 名		
道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に規定する若年運転者講習を受けたいので、 通知手数料を添えて申し込みます。		
免許種別	第一種免許	第二種免許
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 準 普 大 大 普 小 原 けん 中 中 通 特 二 二 特 付 引 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 けん 型 型 通 特 引
免許証番号	第 号	
免許情報記録番号	第 号	
通知手数料		
備 考		

- 備考 1 富山県手数料条例第 3 条に規定する講習手数料については、別途納入してください。
- 2 免許種別欄は、該当する□に✓印を付けてください。
- 3 住所及び氏名は、明瞭に楷書で記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

富山県公安委員会



又は

指定講習機関名

管 理 者



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号の11 (第56条の10関係)

若年運転者講習結果報告書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許 の 種 類	免許証番号	免許情報 記録番号	講習指 導員名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許取得者等教育認定申請書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 申請者 住所 氏名	
施設の名称	
施設の所在地	
課程の区分	1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの 2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの 3 法 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 4 高齢者に対するもの（前号に掲げるものを除く。） 5 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの 6 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 7 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの 8 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの
課程の名称	
添付書類	
備考	

※1 申請者が法人であるときは、申請者欄には主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

※2 課程の区分欄の該当数字を○印で囲むこと。

※3 添付書類欄には、添付する書類を記載すること。

※4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

運転免許取得者等検査認定申請書 年 月 日 富山県公安委員会 殿 申請者 住所 氏名	
施設の名称	
施設の所在地	
方法の区分	1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知機能検査に関する検査を行う方法 2 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
方法の名称	
添付書類	
備考	

※ 1 申請者が法人であるときは、申請者欄には主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

※ 2 方法の区分欄の該当数字を○印で囲むこと。

※ 3 添付書類欄には、添付する書類を記載すること。

※ 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。